

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年11月20日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸本 志津
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券に係るファンドの 名称】	B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） 円コース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） トルコリラコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） インドネシアルピアコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープール ファンド
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券の金額】	B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） 円コース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） トルコリラコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） インドネシアルピアコース B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープール ファンド 各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）円コース
 BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）豪ドルコース
 BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）ブラジルリアルコース
 BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）トルコリラコース
 BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアコース
 BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンド

（以下、上記ファンドを総称して「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」または「各ファンド」、あるいは個別に「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）円コース」を「円コース」、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）豪ドルコース」を「豪ドルコース」、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）ブラジルリアルコース」を「ブラジルリアルコース」、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）トルコリラコース」を「トルコリラコース」、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアコース」を「インドネシアルピアコース」、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンド」を「マネープールファンド」ということがあります。さらに「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「トルコリラコース」、「インドネシアルピアコース」の各々を「各コース」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1兆円^{*}を上限とします。

^{*} 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）または下記「(8) 申込取扱場所」の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に以下の表のように掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

日本経済新聞での略称

各ファンド名	略 称
円コース	Gリート選円
豪ドルコース	Gリート選豪
ブラジルリアルコース	Gリート選ブ
トルコリラコース	Gリート選ト
インドネシアルピアコース	Gリート選イ

マネープールファンドにつきましては、日本経済新聞に掲載されません。

(5) 【申込手数料】

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

収益分配金を再投資する場合は、申込手数料は無手数料となります。

申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記「（8）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

^{*}当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

消費税率が8%になった場合には、3.78%となります。

[マネープールファンド]

申込手数料はありません。

ただし、「マネープールファンド」のお申込みは、「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する他のファンドからのスイッチングによる場合に限りです。

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。販売会社の取扱コースおよび申込単位については、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成25年11月21日から平成26年11月20日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は、販売会社（上記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）となります。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込証拠金

ありません。

本邦以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考) 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われ受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

取得申込みの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを取消すことができます。

金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。

スイッチング

「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングとは、「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する各ファンドを一部解約した場合の手取金をもって、当該解約の請求日に「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する別の各ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

ただし、「マネープールファンド」のお申込みは、「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する他のファンドからのスイッチングによる場合に限りません。

なお、スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、購入・換金の場合と同様となります。

スイッチングの取扱いは販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

〔各ファンド（マネーブルファンドを除く。）〕

「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型） 1」は、主として、ケイマン籍外国投資信託である「B N Yメロン・グローバルR E I T・ファンド（ 2クラス）」および国内籍証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資し、配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。

〔マネーブルファンド〕

「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネーブルファンド」は、「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資し、安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

（注）上記、 1、 2については、以下の表より各々あてはめてご覧下さい。

1（各コース名）	2（各コース対応のクラス）
円コース	J P Y
豪ドルコース	A U D
ブラジルリアルコース	B R L
トルコリラコース	T R Y
インドネシアルピアコース	I D R

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）一般社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

〔各ファンド（マネーブルファンドを除く。）〕

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

* 追加型投信：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

* 内外：

目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* 不動産投信：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〔円コース〕

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 — 一般株 大型株 中小型株	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回（隔月）	欧州		
債券 — 一般債 公社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年12回（毎月）	アジア		
		オセアニア		

不動産投信	日 々	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中 近 東 中 近 東 (中 東) エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

[各ファンド（円コース、マネーボールファンドを除く。）]

投資対象 資 産	決算 頻度	投資対象 地 域	投資形態	為替 ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あ り (フルヘッジ)
	年2回	日 本		
	年4回	北 米		
	年6回 (隔月)	欧 州		
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	ア ジ ア オセアニア		
	日 々	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	な し
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(不動産投信))		中 近 東		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中 近 東 (中 東) エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- * その他資産（投資信託証券（不動産投信））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 年12回（毎月）：目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- * グローバル（日本を含む）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- * ファンド・オブ・ファンズ：一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- * 為替ヘッジあり（フルヘッジ）：目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- * 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

[マネーボールファンド]

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	
単位型投信	国内	株式	*追加型投信： 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 *内外： 目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 *債券： 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	
		その他資産（ ）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般株 大型株 中小型株	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリー ファンド	あり （ ）
	年2回	日本		
債券 一般債 公社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	年6回 （隔月）	欧州		
不動産投信	年12回 （毎月）	アジア オセアニア		
	日々	中南米		
その他資産 （投資信託証券（債券））	その他 （ ）	アフリカ		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東		
		中近東 （中東） エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- * その他資産（投資信託証券（債券））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 年2回：目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
- * グローバル（日本を含む）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- * ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズのみ）に投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- * 為替ヘッジなし：目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

信託金限度額

〔各コース〕の信託金限度額は、2,000億円とします。

〔マネーパールファンド〕の信託金限度額は、1,000億円とします。

なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

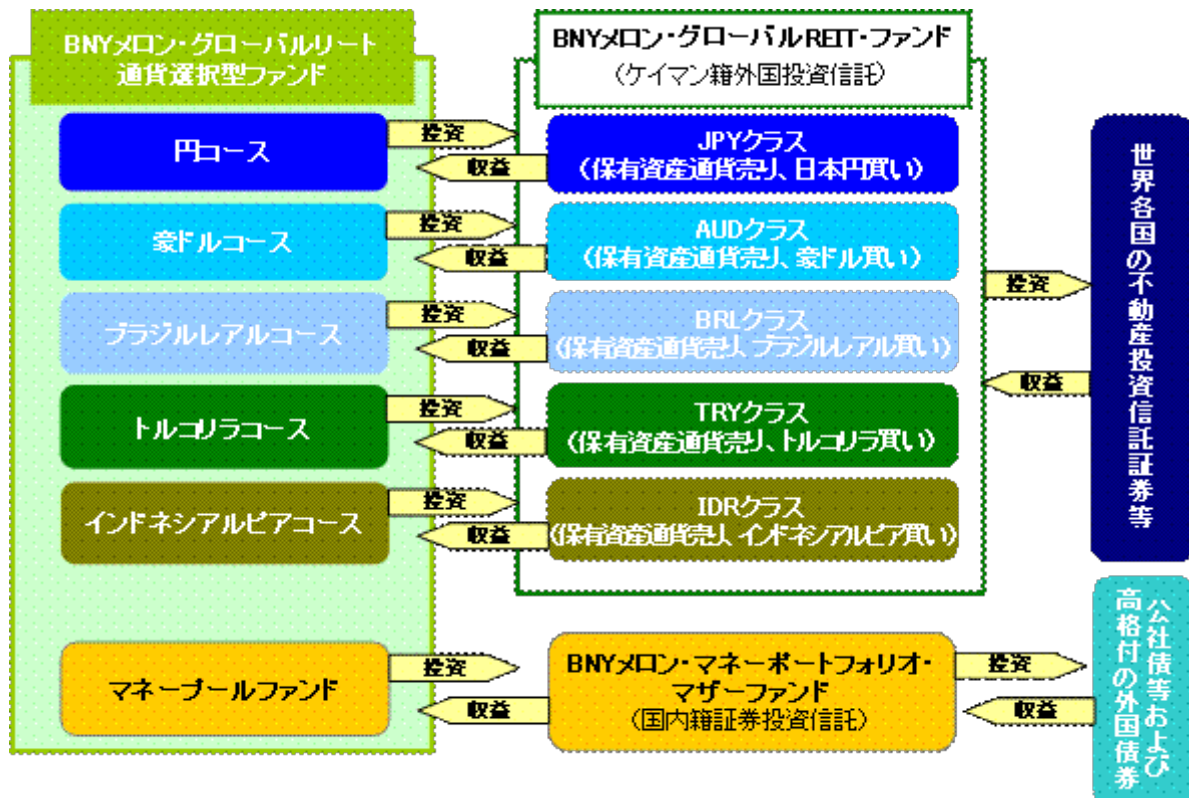
ファンドの特色

a. 世界各国（日本を含む）のリート（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象とします。

各ファンド（マネーパールファンドを除く。）は、外国籍投資信託を通じて、世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているリート（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象とし、配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行います。

「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」は、円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース、インドネシアルピアコース、マネープールファンドの6本のファンドで構成されております。

* 各ファンド（マネープールファンドを除く。）そのものが、リート（不動産投資信託証券）ではありません。



各ファンド（マネープールファンドを除く。）は、主要投資対象ファンド「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド」に加え、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」にも投資を行います。また短期金融商品等に直接投資する場合があります。

「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。ただし、「マネープールファンド」のお申込みは、「マネープールファンド」以外の各ファンドからのスイッチングに限ります。なお、スイッチングとは現在保有しているファンドを換金すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引をいいます。

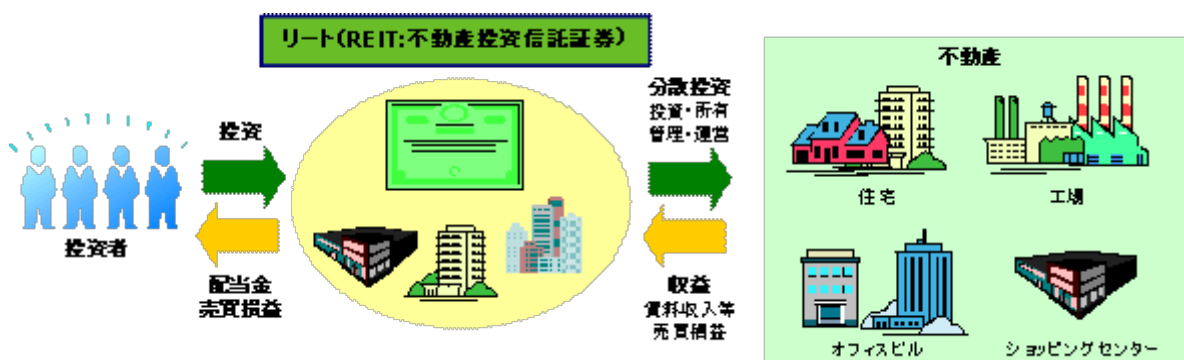
詳しくは販売会社までお問い合わせください。

1. グローバルリートに投資

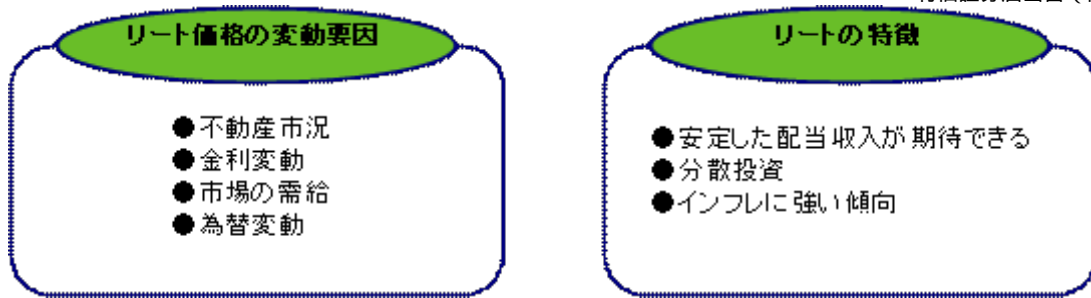
世界各国のリート（不動産投資信託証券）に投資を行うことで、配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の追求を目指します。

リート(REIT:不動産投資信託証券)とは

* REITとはReal Estate Investment Trustの略で、不動産(Real Estate)に投資する投資信託(Investment Trust)のことをいいます。



上図は、仕組みをわかりやすく説明するために示した一般的なイメージ図であり、必ずしも上図のようになるとは限りません。



2. 為替予約取引を活用

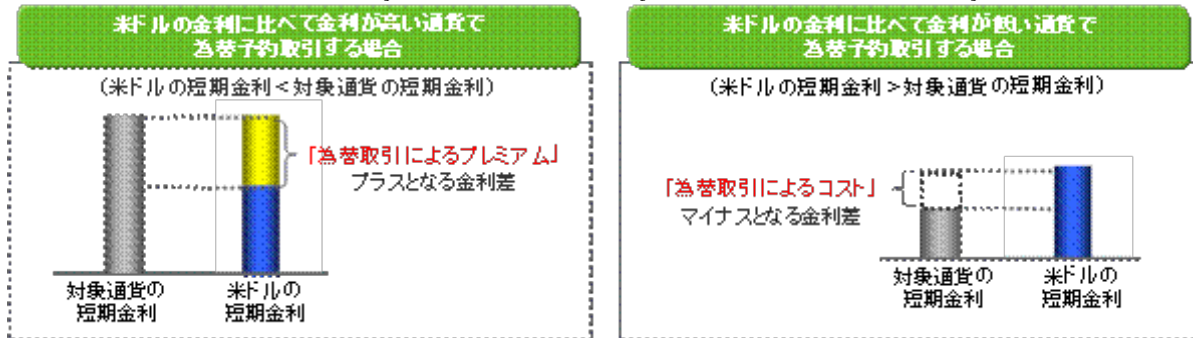
「為替予約取引」とは、「現時点であらかじめ将来の為替レートを確定する取引」です。

為替予約取引の活用により、グローバルリートからの収益に加え、各ファンド（マネーボールファンドを除く。）が投資対象とする外国投資信託の基準通貨である米ドルより高い金利の通貨で為替予約取引を行う場合、金利差相当分程度の収益（為替取引によるプレミアム）が期待できます。

保有する資産が米ドル以外の通貨建ての場合、原則として対米ドルでの為替取引（保有資産通貨売り、米ドル買い）を行い、米ドル建て基準にしたうえで、対取引対象通貨での為替予約取引（米ドル売り、取引対象通貨買い）を行います。

逆に、米ドルより低い金利の通貨で為替予約取引を行う場合は金利差相当分程度の費用（為替取引によるコスト）が差引かれます。

為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）と為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）



上図はイメージであり、実際の利回りや金利水準とは異なります。

3. 為替変動による収益機会

各通貨の為替レートが対円で上昇した場合（円安になった場合）は、為替差益が期待できます。逆に、各通貨の為替レートが対円で下落した場合（円高になった場合）は、為替差損が生じます。

また、対円の為替予約取引を行う場合には、為替変動リスクの低減が期待できます。

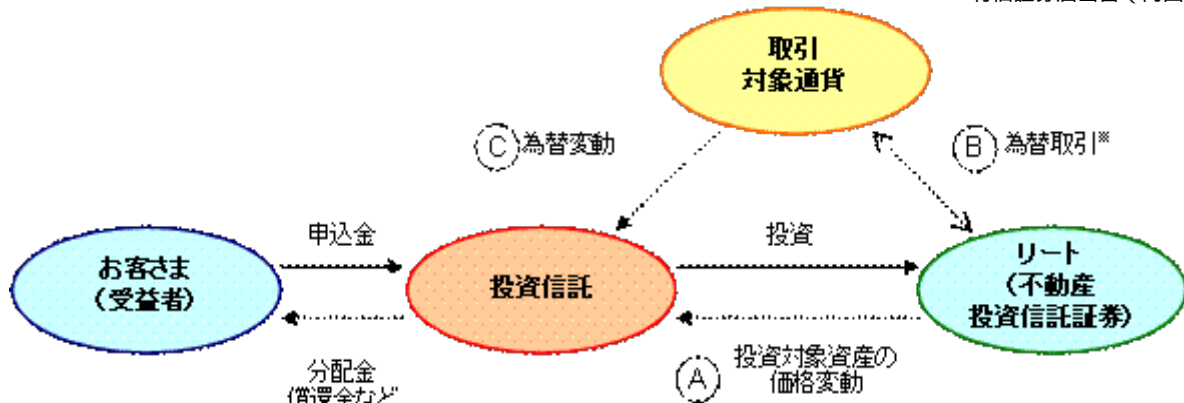
（ただし、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。）

各ファンド（マネーボールファンドを除く。）が投資対象とする外国投資信託の実質的な為替取引について事前に定められた為替取引パラメーターに従い管理および監視する者が選任されることがあります。本書提出日現在、ザバンクオブニューヨークメロンが契約に基づいて為替取引を管理・監視する者として選任されています。ザバンクオブニューヨークメロンはこれらの契約の下で為替取引に関して裁量的な管理権限を有しません。選任されたベンチマーク提供会社が値付けをする通貨については、ザ・WM・カンパニー（ベンチマーク提供会社）が事前に合意された一定の時間にロイターに公表するスポット・レート、または他のベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマーク・レートを、現物決済用として指定されていない為替取引のため値付けられた先渡価格および事前に合意された管理スプレッドによって調整して価格が付けられます。参照レートが公表されない場合、または特定の公表時間が経過した場合、または当該ベンチマーク・レートがベンチマーク提供会社によって値付けられていない通貨である場合、取引の相手方が値付するスポット・レートに基づいた直物相場の買いレートおよび売りレートを使用します。本書提出日現在、上記為替取引の相手方はザバンクオブニューヨークメロンです。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

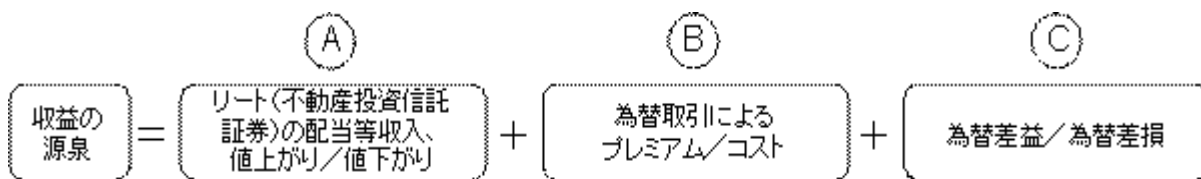
通貨選択型の投資信託は、リート（不動産投資信託証券）などといった投資対象資産に加えて、為替予約取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

< 通貨選択型の投資信託のイメージ図 >



取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> 不動産市況、賃料等の上昇等 リート価格の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨高 為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> 不動産市況、賃料等の下落等 リート価格の下落 	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 コスト（金利差相当分の費用）の発生 	<ul style="list-style-type: none"> 円に対して取引対象通貨安 為替差損の発生

各コースが主要投資対象とする外国投資信託は、為替予約取引にあたり一部の通貨（特に為替規制を行っている通貨）について、外国為替取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給などの市況や規制等、当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。その結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

b. 原則として、毎月、収益分配を行います。

原則として各ファンド（マネーパブルファンドを除く。）は、毎月20日（休業日の場合は翌営業日。）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。

マネーパブルファンドは原則として、年2回（2月、8月の20日、休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

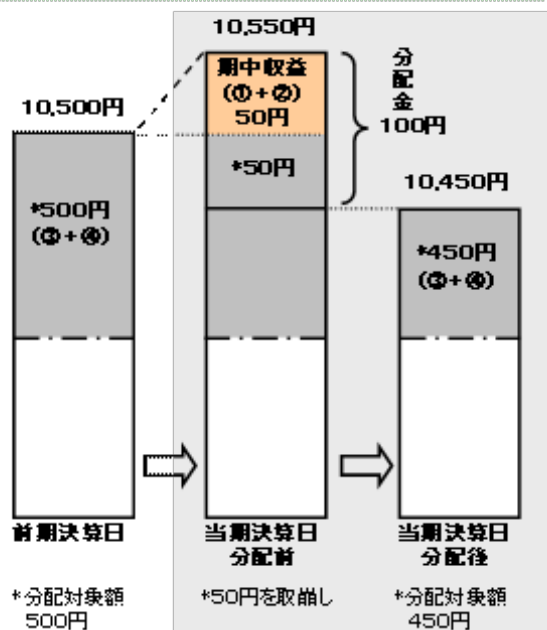


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

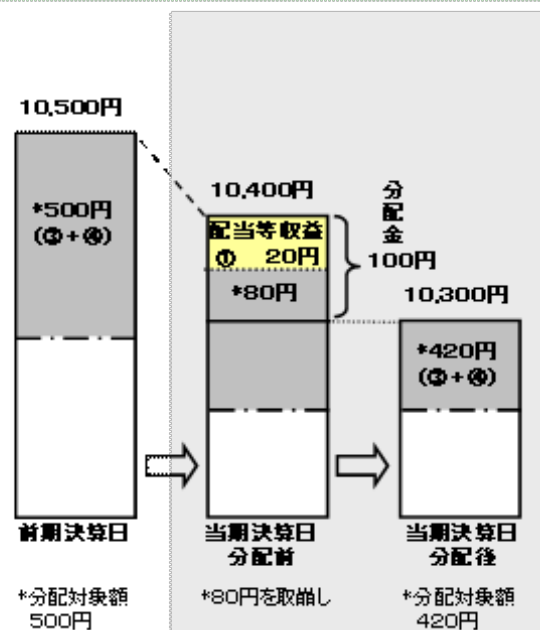
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算から基準価額が上昇した場合）



（前期決算から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに 分配準備積立金および 収益調整金です。

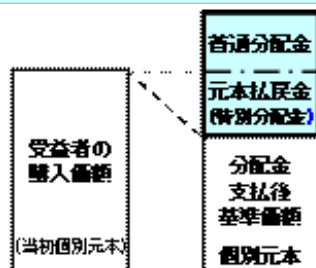
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

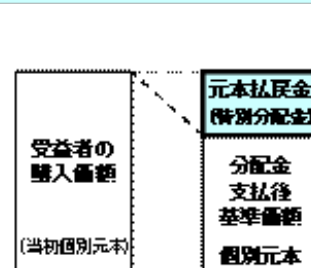
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は **非課税扱い** となります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、下記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い 個人、法人別の課税の取扱いについて」をご参照下さい。

c. 「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド」の実質的な運用は、BNYメロン・グループ*傘下の運用会社であるセンタースクエア・インベストメント・マネジメントに委託します。

センタースクエア・インベストメント・マネジメントは、平成25年7月1日付で、ウルダン・セキュリティーズ・マネジメントより社名を変更しました。

* BNYメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。



センタースクエア・インベストメント・マネジメント

センタースクエア・インベストメント・マネジメントは、1987年に設立され、米国ペンシルバニア州フィラデルフィアに本部を置き、ロスアンゼルス、ニューヨーク、ロンドン、シンガポールに拠点を有する運用会社です。2013年（平成25年）6月末現在の総運用資産は約72億米ドル（約7,098億円）（注）で、グローバルリートおよび米国リートを中心とする不動産関連投資に特化し、豊富な経験を有する投資運用チームが運用を行います。

出所：BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド

（注）2013年（平成25年）6月末現在。1米ドル=98.59円で換算。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションは、2007年7月1日に旧メロン・フィナンシャル・コーポレーションと旧バンク・オブ・ニューヨーク・カンパニー・インクが合併して誕生した会社です。両社はともに米国の金融業草創期から100年以上にわたる歴史を持ち、資産運用、アセット・サービスにおいてそれぞれ高い評価を得ています。また1980年代以来、BNYメロン・グループの資産運用部門は運用会社の設立および買収を通じて成長を続け、伝統的なパッシブ・マネジャーからヘッジファンドまでそれぞれ専門性を持った複数の運用会社を傘下に有しています。

格付け：スタンダード&プアーズ社 A+、ムーディーズ社 Aa3

総運用資産：約1.43兆米ドル（約141兆円）（注）

総管理資産：約26.2兆米ドル（約2,583兆円）（注）

（注）2013年（平成25年）6月末現在。1米ドル=98.59円で換算。

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年9月16日 ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

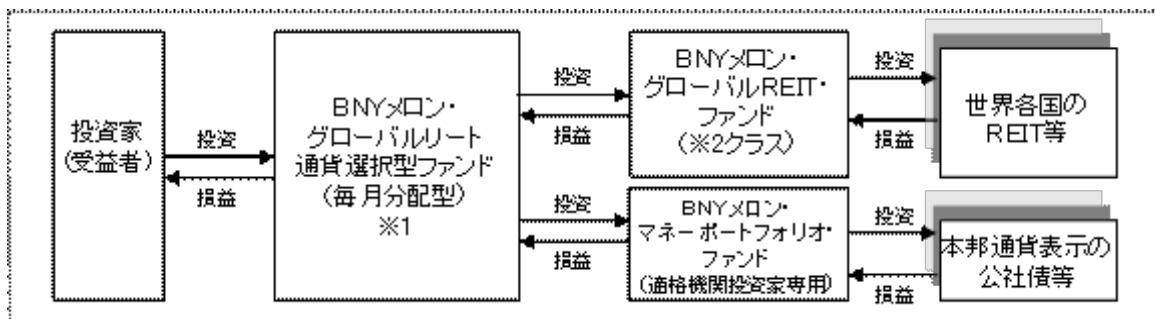
下記 ファンドの仕組みおよび ファンドの関係法人の〔各ファンド（マネープールファンドは除く。）〕の図表中、1、2については、以下の表より各々あてはめてご覧下さい。

1 (各コース名)	2 (各コース対応のクラス)
円コース	J P Y
豪ドルコース	A U D
ブラジルリアルコース	B R L
トルコリラコース	T R Y
インドネシアルピアコース	I D R

ファンドの仕組み

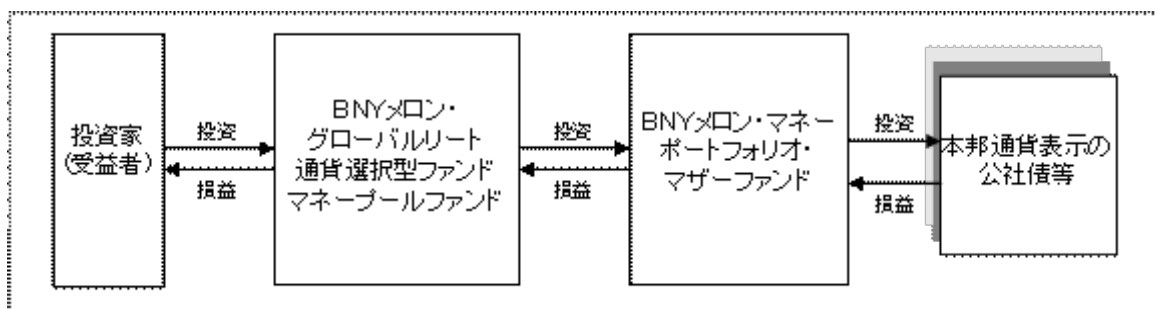
[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

各ファンド（マネープールファンドを除く。）は、世界各国の不動産投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。ファンド・オブ・ファンズとは、受益者からの資金を各ファンド「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）1」にて取りまとめ、その資金を投資対象であるケイマン籍外国投資信託である「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（2クラス）」と国内籍証券投資信託である「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」に投資をし、実質的な運用を各投資信託で行う仕組みです。



[マネープールファンド]

ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド「BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンド」とし、その資金をマザーファンド「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



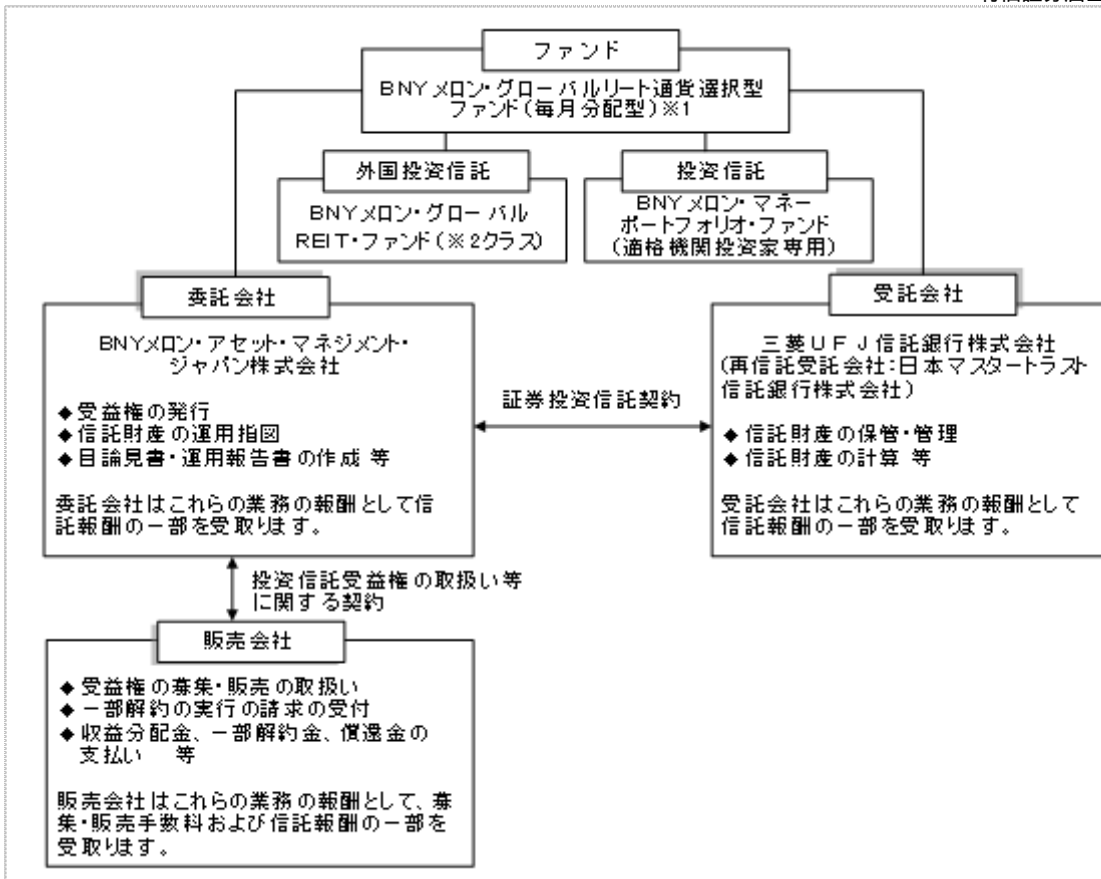
ファンドの関係法人

ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

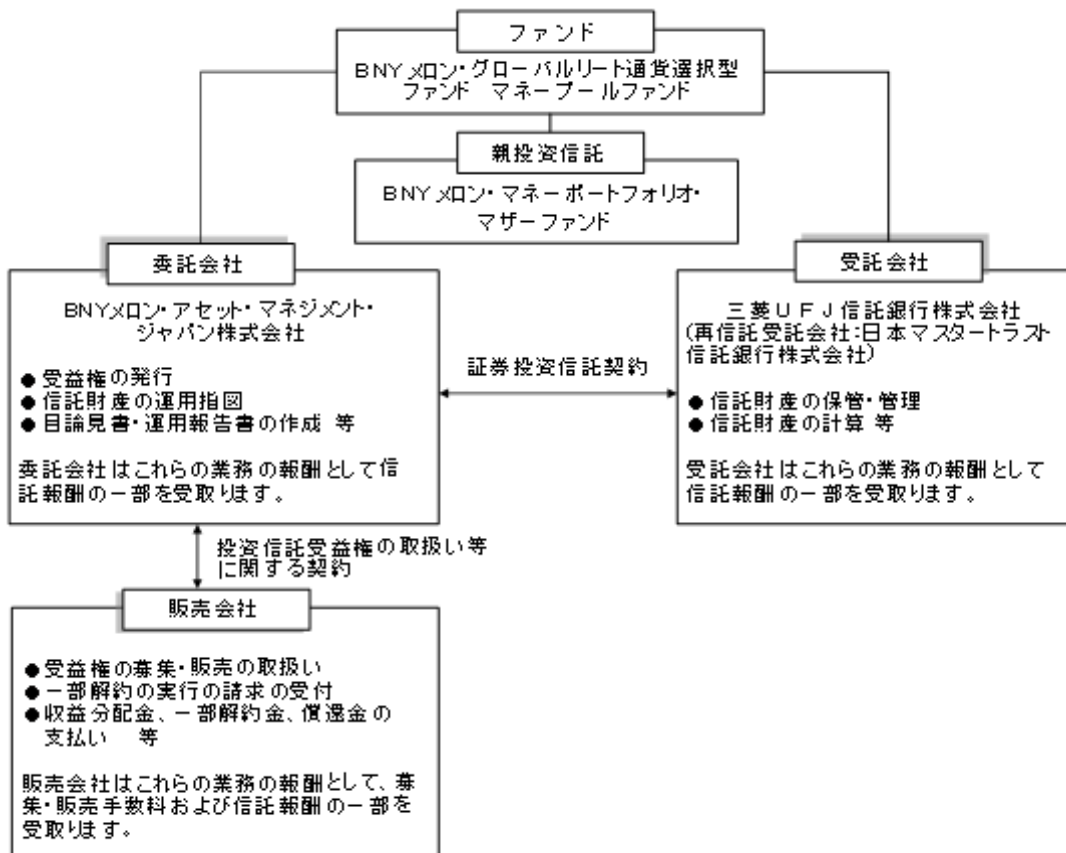
- a. BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b. 販売会社
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等を行います。
- c. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの受託会社として、ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]



[マネープールファンド]



委託会社の概況

- a. 名称
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
- b. 本店の所在の場所
東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

c. 資本金の額（平成25年10月末現在）

7億9,500万円

d. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
 平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
 平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
 平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
 平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
 平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
 平成19年 9月30日 金融商品取引法の規定に基づく登録
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号
 平成19年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

e. 大株主の状況（平成25年10月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（アジア パシフィック）ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニュー ヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

（注）下記（ ）については、以下の表より各々あてはめてご覧ください。

円コース	B N Yメロン・グローバルREIT・ファンド(JPYクラス)
豪ドルコース	B N Yメロン・グローバルREIT・ファンド(AUDクラス)
ブラジルリアルコース	B N Yメロン・グローバルREIT・ファンド(BRLクラス)
トルコリラコース	B N Yメロン・グローバルREIT・ファンド(TRYクラス)
インドネシアルピアコース	B N Yメロン・グローバルREIT・ファンド(IDRクラス)

(1)【投資方針】

投資方針

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。

[マネープールファンド]

安定した収益の確保を図ることを目指して運用を行うことを基本とします。

運用方法

a. 投資対象

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

ケイマン籍外国投資信託である（ ）を主要投資対象とします。また、国内籍証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」へも投資を行います。

[マネープールファンド]

「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。

b. 投資態度

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

- （ ）の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- （ ）への投資を通じて、主として世界各国の不動産投資信託証券を中心に投資することにより、配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行います。
- 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

[マネープールファンド]

- マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行うことを基本とします。
- マザーファンドへの投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。
- 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として外国投資信託である（ ）投資信託証券および国内証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券のほか、次の本邦通貨表示の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[マネープールファンド]

投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を委託会社とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ない

ことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限ります。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から7. までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で上記17. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券、8. ならびに13. の証券または証書のうち1. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および8. ならびに13. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. および10. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕各ファンド（マネーブルファンドを除く。）が投資対象とする投資信託証券の概要

（平成25年10月末現在）

1. BNYメロン・グローバルREIT・ファンド

ファンド名	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（JPYクラス） BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（AUDクラス） BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（BRLクラス） BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（TRYクラス） BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（IDRクラス）
形態	ケイマン籍外国投資信託（円建て）

投資方針	配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	主として世界各国のリート（不動産投資信託証券）を中心に投資します。 ただし、不動産関連株式に投資する場合があります。 ファンドには5つのクラス（J P Yクラス、A U Dクラス、B R Lクラス、T R Yクラス、I D Rクラス）があります。 クラスごとに、組入資産について、原則として、各クラスの通貨で為替予約取引等を行うことにより、各通貨への投資効果を追求します。
当初設定日	2011年（平成23年）9月20日
決算日	5月31日
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
管理報酬等	日々の純資産総額に対して年率0.81% （内訳 管理報酬：0.70%、管理事務代行および保管会社報酬：0.10%、受託会社報酬：0.01%）
信託財産留保額	0.20%
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、ファンドの設立・開示に関する費用（ファンドの監査に要する費用、弁護士報酬等を含みますが、これらに限りません。）等も負担します。
管理会社	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
投資運用会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
副投資運用会社	センタースクエア・インベストメント・マネジメント・インク

2. B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）
形態	適格機関投資家私募 / 契約型 追加型 / 内外 / 債券（F O F専用）
主要投資対象	「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行うことがあります。
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
投資態度	マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目標として運用を行うことを基本とします。 マザーファンドへの投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
当初設定日	平成22年1月12日（火）
信託期間	無期限
決算日	年1回（原則として毎年1月17日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配方針に基づいて、分配を行います。
申込手数料	ありません。
信託報酬率	0.0315%（税抜0.03%）～0.1575%（税抜0.15%）
委託会社	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（参考）B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド

ファンド名	B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託

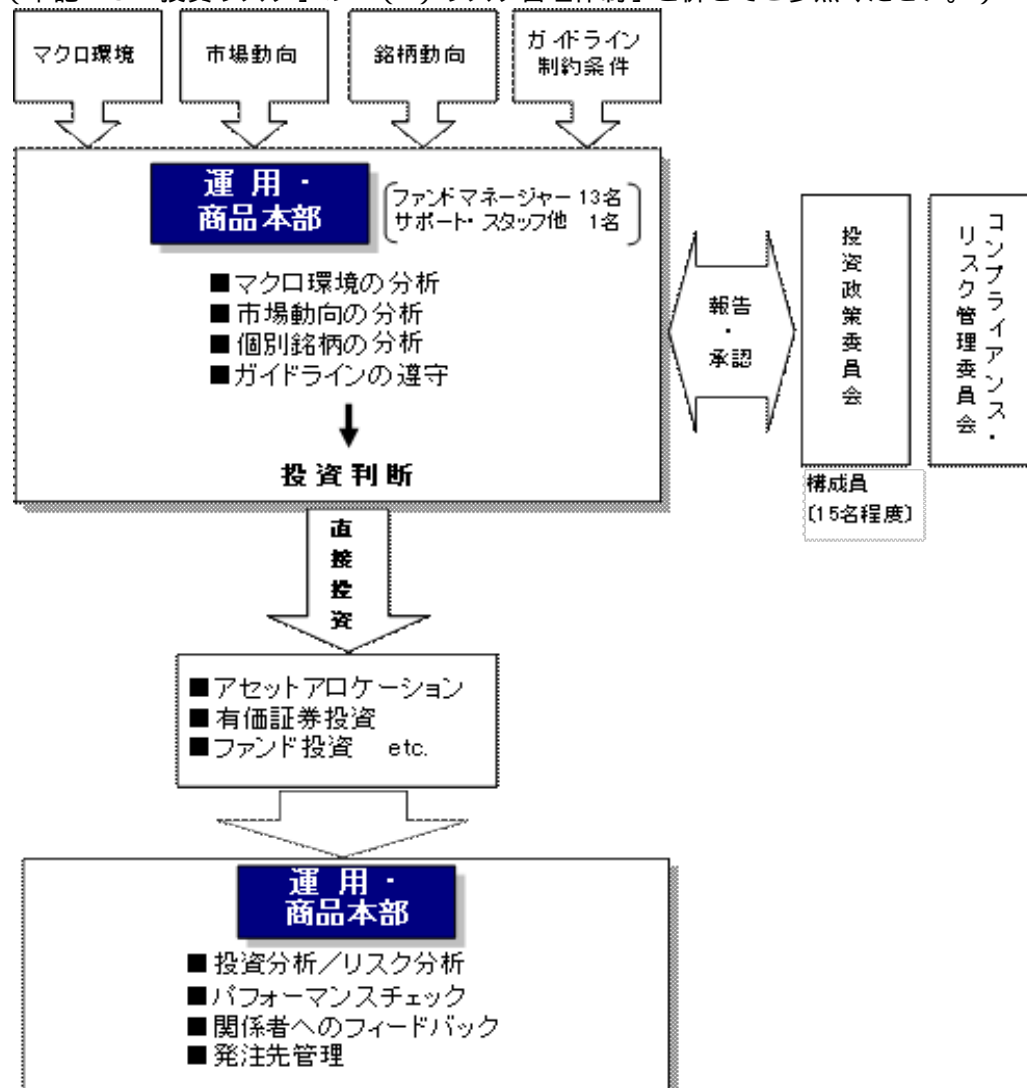
主要投資対象	主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）を投資対象とします。
投資態度	主として、本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、ユーロ円債、短期金融商品等）および高格付の外国債券（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資をし、安定した収益の確保を目指します。 外貨建資産については、原則としてフルヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。 市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドに関する委託会社の運用体制

- 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、当ファンドの運用計画案の審議を行うとともに、当ファンドの運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で進んでいるか、遵守状況の確認等を行います。
- 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- a. 運用・商品本部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行います。

- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し討議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用・商品本部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成および発注状況の管理等を実施します。
- f. 必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的に行います。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャーサービス規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

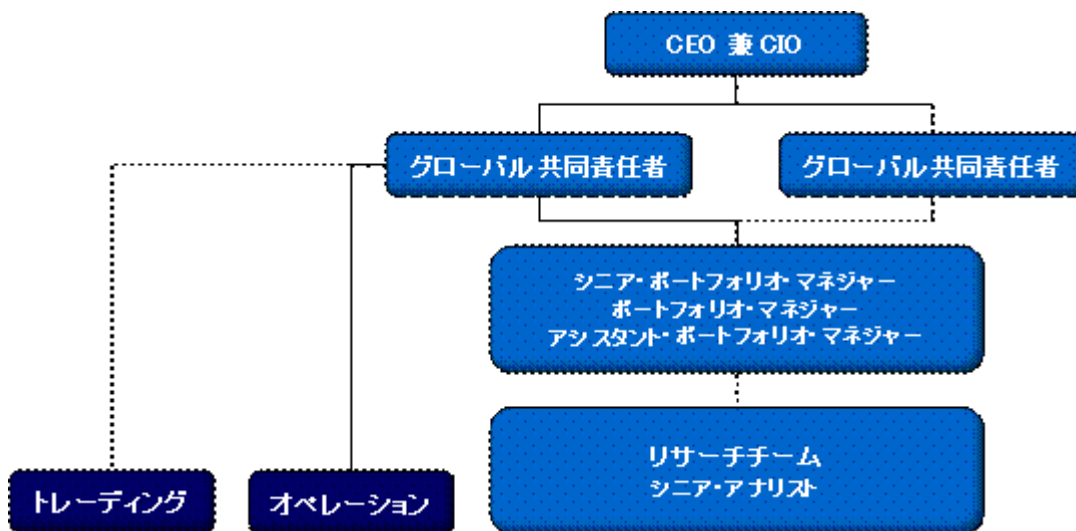
受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）センタースクエア・インベストメント・マネジメントの運用体制

各ファンド（マネープールファンドを除く。）の実質的な運用は、主要投資対象である投資信託証券にて行います。投資信託証券の一つである外国投資信託の運用は、「センタースクエア・インベストメント・マネジメント」が行います。



出所：センタースクエア・インベストメント・マネジメント

（注）上記は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

毎決算時（原則として毎月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金のうちその他収益調整金は、全額分配に使用することができます。

- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

[マネープールファンド]

毎決算時（原則として毎年2月20日および8月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）の全額とします。なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金のうちその他収益調整金は、全額分配に使用することができます。
- b. 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

[マネープールファンド]

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 上記1.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税金を差引いた後、決算日の翌営業日に、無手数料で自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

- a. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- b. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

- c. 株式への直接投資は行いません。
- d. 外貨建資産への直接投資は行いません。
- e. デリバティブの直接利用は行いません。

[マネープールファンド]

- a. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- b. 株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- c. マザーファンドの受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- e. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- f. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- g. 有価証券先物取引等は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。
- h. スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引等は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

信託約款上のその他の投資制限

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

- a. 公社債の借入れ
 - 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- b. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- c. 再投資の指図
委託会社は、上記b. の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- d. 資金の借入れ
 - 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。
- e. 受託会社による資金の立替え
 - 1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

〔マネーボールファンド〕

a．先物取引等の運用指図・目的

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

b．スワップ取引の運用指図・目的

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c．金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

d. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上記1. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

e. 公社債の空売りの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h. 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記1. および2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

i. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記 i. の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支払います。
1. 受託会社による資金の立替え
1. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

- a. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。（投資信託及び投資法人に関する法律）

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、主として国内外の投資信託証券に投資しますので、投資する投資信託証券の基準価額の変動により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。また、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項には、投資対象ファンドのリスクも含まれます。

[各ファンド（マネーブルファンドを除く。）]

リート（不動産投資信託証券）の価格変動リスク

- ・リートは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。
- ・一般にリートが投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る賃料収入等は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化により変動し、リーートの価格および分配金はその影響を受けます。
- ・リートは、実物資産である建物等を投資対象としているため、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合には、リーートの価格は大きく変動することがあります。また、大きな損害等が生じなくとも、保有不動産の老朽化や立地条件の変化等によっても変動する場合があります。

- ・投資先のリートの信用状況あるいは財務状況の悪化等が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。また、リートは、金融機関等から借入れを行っているケースも多く、そのため市中金利の変動により影響を受けます。
 - ・リートに関する各制度（税制度、会計制度等）が変更になった場合、あるいはリートが投資対象とする不動産等にかかる規制の強化や新たな規制の適用、税制等の変更等により、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果、リートの価格が下落することがあります。以上これらの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- 為替変動リスク

[円コース]

主要投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として対円での為替取引が行われ、為替変動リスクの低減が図られますが、リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があるほか、円金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合など、コスト（金利差相当分の費用）の分だけ収益が低下することもあります。

[豪ドルコース]

主要投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として対豪ドルでの為替取引が行われるため、豪ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。なお、対豪ドルで完全に組入資産の通貨の影響を排除できるものではなく、当該組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、豪ドル金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合など、コスト（金利差相当分の費用）の分だけ収益が低下することもあります。

[ブラジルリアルコース]

主要投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として対ブラジルリアルでの為替取引が行われるため、ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。なお、対ブラジルリアルで完全に組入資産の通貨の影響を排除できるものではなく、当該組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、ブラジルリアル金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合など、コスト（金利差相当分の費用）の分だけ収益が低下することもあります。

[トルコリラコース]

主要投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として対トルコリラでの為替取引が行われるため、トルコリラの対円での為替変動の影響を大きく受けます。なお、対トルコリラで完全に組入資産の通貨の影響を排除できるものではなく、当該組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、トルコリラ金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合など、コスト（金利差相当分の費用）の分だけ収益が低下することもあります。

[インドネシアルピアコース]

主要投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として対インドネシアルピアでの為替取引が行われるため、インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を大きく受けます。なお、対インドネシアルピアで完全に組入資産の通貨の影響を排除できるものではなく、当該組入資産にかかる通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、インドネシアルピア金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合など、コスト（金利差相当分の費用）の分だけ収益が低下することもあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

特に、新興市場の銘柄は、一般的に流動性が低く、価格変動も大きい傾向があります。

[マネープールファンド]

価格変動リスク

投資信託証券を通じて投資を行う債券等の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、組入れ投資信託の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

金利変動リスク

債券等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

債券等の価格は、発行体の信用リスクを伴います。発行体に経営不安、財務状況の悪化等が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、価格が下落するリスクがあります。

その他の留意点

< 外国投資信託の税制にかかる留意点 >

各コースが外国投資信託を通じて実質的に投資を行う、世界各国の金融商品取引所に上場されているリートに関しては、現地の税制にしたがって課税されます。各コースが主要投資対象とする外国投資信託はケイマン籍であり、ケイマン諸島は投資対象国との間において租税条約がなく軽減税率が適用されない場合があります。そのため外国投資信託が收受するリートの配当金について、現地で源泉税が徴収される場合があります。

< 為替取引にかかる留意点 >

各コースが主要投資対象とする外国投資信託は、為替取引にあたり一部の通貨（特に為替規制を行っている通貨）について、外国為替取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給などの市況や規制等、当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。その結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

< 繰上償還に関する留意点 >

各コースが各々主要投資対象とする外国投資信託が存在しないこととなった場合には、当該各コースを繰上償還させます。
マネープールファンド以外のすべてのファンドが存続しないこととなった場合には、当該ファンドを繰上償還させます。

< ファンドの資産規模にかかる留意点 >

ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< 収益分配金にかかる留意点 >

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針3.）に定める収益分配方針により分配を行います。委託会社の判断により分配が行われないこともあります。
収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

< 受託会社の信用力にかかる留意点 >

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

< クーリング・オフについて >

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

< 法令・税制・会計制度等の変更の可能性 >

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

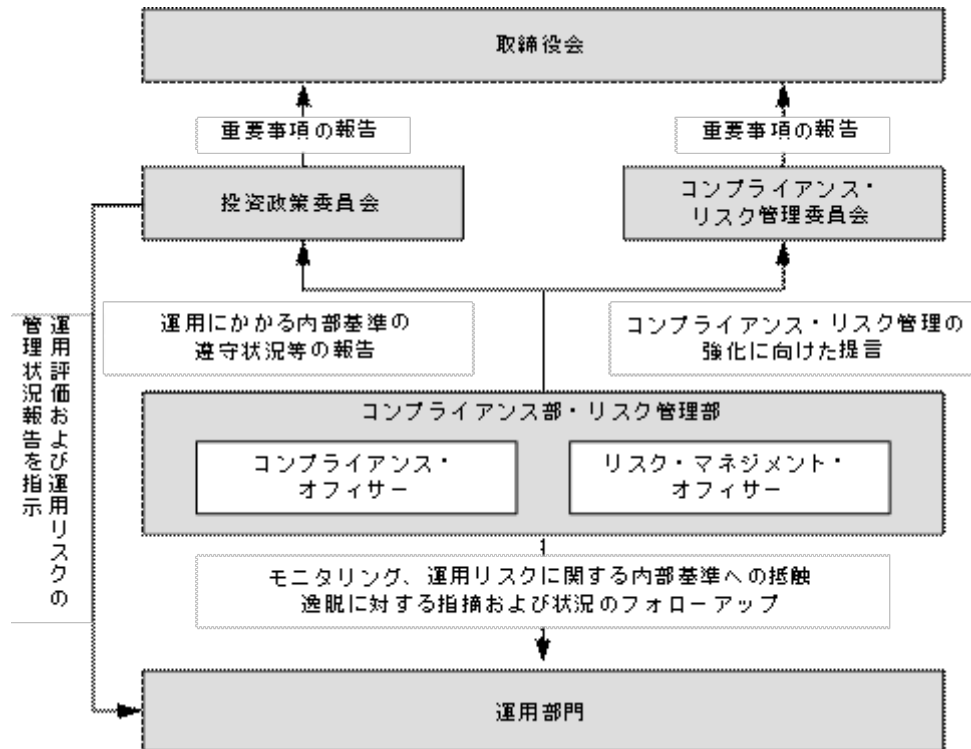
(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 (原則毎月2回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則毎月1回開催)	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。

コンプライアンス・オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考）センタースクエア・インベストメント・マネジメントのリスク管理項目

投資制限	ファンダメンタルズ	リスク管理指標	流動性
<ul style="list-style-type: none"> ・個別銘柄 ・セクター ・地域 ・市場規模 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・成長率 ・配当利回り ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準偏差 ・ベータ ・予想変動率(ボラティリティ) ・VaR ・推定トラッキング・エラー ・アトリビューション ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の売買執行 ・日次売買量 ・その他

出所：センタースクエア・インベストメント・マネジメント

（注）上記は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定める申込手数料率^{*}を、取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

収益分配金を再投資する場合は、申込手数料は無手数料となります。

申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

^{*} 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

消費税率が8%になった場合には、3.78%となります。

[マネープールファンド]

申込手数料はありません。

ただし、「マネープールファンド」のお申込みは、「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する他のファンドからのスイッチングによる場合に限りです。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
 電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）
 ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

取扱コースおよび申込手数料は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料
 換金（解約）手数料はありません。
 信託財産留保額

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

一部解約される場合には、信託財産留保額が控除されます。

信託財産留保額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

[マネープールファンド]

信託財産留保額はありません。

（3）【信託報酬等】

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の97.65（税抜 年10,000分の93.0）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。

消費税率が8%になった場合には、年10,000分の100.44となります。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。（平成25年11月20日現在）

信託報酬合計	委託会社	販売会社	受託会社
年0.9765% （税抜0.93%）	年0.3150% （税抜0.30%）	年0.6300% （税抜0.60%）	年0.0315% （税抜0.03%）

消費税率が8%になった場合には、年1.0044%となります。なお、上記の配分も相当分上がります。

この他に、投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の管理報酬等がかかります。その詳細については、「【参考情報】各ファンド（マネープールファンドを除く。）が投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

a. B N Yメロン・グローバルR E I T・ファンド（各クラス）

・・・純資産総額に対して年率0.81%

b. B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

・・・純資産総額に対して年率0.0315%（税抜0.03%）～0.1575%（税抜0.15%）^{*1}

*1 消費税率が8%になった場合には、年率0.0324%（税抜0.03%）～0.162%（税抜0.15%）となります。

投資対象とする他のファンドを含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.7865%程度（概算）^{*2}となります。

*2 消費税率が8%になった場合には、年1.8144%程度（概算）となります。

管理報酬等のうち、受託会社報酬、管理事務代行および保管会社報酬には年間最低報酬額が定められており、純資産総額や資産構成によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。

[マネープールファンド]

信託報酬は、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの信託報酬率について、当該前月の最終営業日の2営業日前の3ヵ月もの短期国庫債券の金利水準に応じて次に掲げる率とします。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

〔3か月もの短期国庫債券金利水準と信託報酬率〕（平成25年11月20日現在）

金利水準	合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.105%未満の場合	年0.0315% ^{*1} (税抜0.03%)	年0.0105% (税抜0.01%)	年0.0105% (税抜0.01%)	年0.0105% (税抜0.01%)
0.105%以上 0.25%未満の場合	年0.1050% ^{*2} (税抜0.10%)	年0.0420% (税抜0.04%)	年0.0420% (税抜0.04%)	年0.0210% (税抜0.02%)
0.25%以上の場合	年0.1575% ^{*3} (税抜0.15%)	年0.0630% (税抜0.06%)	年0.0735% (税抜0.07%)	年0.0210% (税抜0.02%)

*1 消費税率が8%になった場合には、年0.0324%となります。

*2 消費税率が8%になった場合には、年0.1080%となります。

*3 消費税率が8%になった場合には、年0.1620%となります。

なお、上記の各配分も相当分上がります。

(4) 【その他の手数料等】

〔各ファンド（マネーブルファンドを除く。）〕

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当ファンドの借入金利息。
- ・外貨建資産の保管費用。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。監査費用は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、信託財産の純資産総額に0.05%の率を乗じて得た金額を上限として、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 1. 法律顧問、税務顧問への報酬
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(注) この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、上記費用に類する費用がかかります。その詳細については、「【参考情報】各ファンド（マネーブルファンドを除く。）が投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

〔マネーブルファンド〕

- ・ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびファンドの借入金利息。
- ・外貨建資産の保管費用。
- ・信託財産に関する租税および信託事務の処理等に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
- ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。監査費用は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

個別元本について

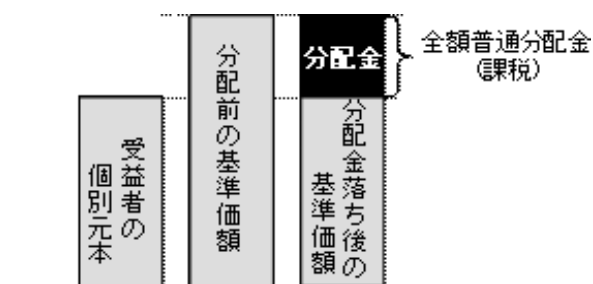
- a. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

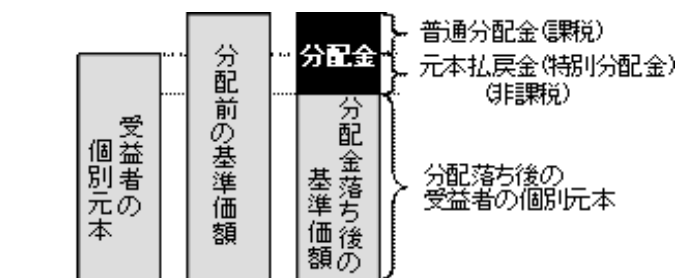
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」と同額の場合または当該個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者ごとの個別元本」を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



個人、法人別の課税の取扱いについて

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額または償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）は譲渡所得とみなされ、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告は不要です。

上記1. および2. の10.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

b. 法人の受益者に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の受益者ごとの個別元本超過額は、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
- ・ 上記7.147%の税率は、軽減税率適用終了後の平成26年1月1日以降平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率となる予定です。
- ・ 益金不算入制度は適用されません。

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成25年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

以下は平成25年9月30日現在です。

[円コース]

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	41,588,016	97.92
	日本	310,731	0.73
小計		41,898,747	98.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		574,013	1.35
合計（純資産総額）		42,472,760	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

[豪ドルコース]

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	145,438,014	98.00
	日本	1,030,681	0.69
小計		146,468,695	98.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,939,800	1.31
合計（純資産総額）		148,408,495	100.00

[ブラジルリアルコース]

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	272,252,736	97.65
	日本	1,591,578	0.57
小計		273,844,314	98.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,962,486	1.78
合計（純資産総額）		278,806,800	100.00

[トルコリラコース]

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	320,047,686	97.96
	日本	2,390,389	0.73
小計		322,438,075	98.69
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,266,825	1.31

合計(純資産総額)	326,704,900	100.00
-----------	-------------	--------

[インドネシアルピアコース]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	174,034,228	97.65
	日本	1,531,821	0.86
小計		175,566,049	98.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,651,955	1.49
合計(純資産総額)		178,218,004	100.00

[マネーブルファンド]

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,001,490	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		44	0.00
合計(純資産総額)		1,001,446	100.00

(2)【投資資産】

以下は平成25年9月30日現在です。

【投資有価証券の主要銘柄】

[円コース]

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(JPYクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	39,839,081	1.05	42,030,230	1.04	41,588,016	97.92
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	310,266	1.0015	310,731	1.0015	310,731	0.73

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。以下同じ。

[豪ドルコース]

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(AUDクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	146,330,631	1.02	149,744,003	0.99	145,438,014	98.00
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1,029,138	1.0015	1,030,681	1.0015	1,030,681	0.69

[ブラジルリアルコース]

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(BRLクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	284,604,575	0.98	280,437,426	0.95	272,252,736	97.65
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	1,589,195	1.0015	1,591,578	1.0015	1,591,578	0.57

[トルコリラコース]

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(TRYクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	337,034,211	0.99	335,431,373	0.94	320,047,686	97.96
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	2,386,809	1.0015	2,390,389	1.0015	2,390,389	0.73

[インドネシアルピアコース]

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BNYメロン・グローバルREIT・ ファンド(IDRクラス)	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	197,340,094	0.91	180,517,110	0.88	174,034,228	97.65
2	BNYメロン・ マネーポートフォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)	日本	投資信託 受益証券	1,529,527	1.0015	1,531,821	1.0015	1,531,821	0.86

[マネープールファンド]

順位	銘柄名	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BNYメロン・ マネーポートフォリオ・ マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	997,699	1.0036	1,001,296	1.0038	1,001,490	100.00

種類別投資比率

[円コース]

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.65
合計	98.65

[豪ドルコース]

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.69
合計	98.69

[ブラジルリアルコース]

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.22
合計	98.22

[トルコリラコース]

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.69
合計	98.69

[インドネシアルピアコース]

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.51
合計	98.51

[マネープールファンド]

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（平成25年9月30日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（平成25年9月30日現在）

< 参考 > メロン・オフショア・ファンズ - B N Yメロン・グローバルREIT・ファンド

投資有価証券の主要銘柄

（平成25年9月30日現在）

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		構成 比 (%)
				単価 (米ドル)	金額 (米ドル)	単価 (米ドル)	金額 (米ドル)	
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	3,270	153.22	501,017.70	150.10	490,827.00	5.03

フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	1,480	220.18	325,861.33	245.15	362,823.45	3.72
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD RETAIL TRUST	121,240	2.97	359,582.31	2.76	335,183.13	3.43
シンガポール	投資証券	FORTUNE REIT	384,400	0.80	306,191.39	0.83	317,763.14	3.26
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD GROUP	28,950	10.29	297,903.11	10.25	296,698.71	3.04
イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	154,150	1.81	279,316.99	1.92	296,005.71	3.03
アメリカ	投資証券	HIGHWOODS PROPERTIES INC	6,940	36.09	250,462.66	35.47	246,161.80	2.52
シンガポール	投資証券	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	228,866	1.09	248,483.78	1.07	245,877.12	2.52
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL RETAIL REIT	69,740	3.72	259,766.10	3.50	244,089.76	2.50
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,720	131.50	226,173.34	129.30	222,396.00	2.28
アメリカ	投資証券	HEALTH CARE REIT INC	3,480	60.58	210,814.19	63.18	219,866.40	2.25
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	5,440	47.88	260,457.65	40.26	219,014.40	2.24
日本	投資証券	MITSUMI FUDOSAN CO LTD	6,000	34.23	205,370.96	33.66	201,961.36	2.07
カナダ	投資証券	DUNDEE REAL ESTATE INVESTM-A	7,030	32.89	231,233.60	28.12	197,692.26	2.03
アメリカ	投資証券	SENIOR HOUSING PROP TRUST	8,380	24.15	202,410.83	23.59	197,684.20	2.03
カナダ	投資証券	CALLOWAY REAL ESTATE INVESTM	8,400	27.07	227,403.26	23.50	197,364.51	2.02
アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	5,400	36.91	199,335.47	36.05	194,670.00	1.99
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	4,550	35.80	162,869.78	38.30	174,265.00	1.79
香港	投資証券	LINK REIT	35,462	4.67	165,668.21	4.91	174,012.32	1.78
アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	3,010	58.12	174,954.68	57.26	172,352.60	1.77
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	10,920	15.27	166,760.22	15.73	171,771.60	1.76
アメリカ	投資証券	HCP INC	4,120	44.24	182,279.05	41.55	171,186.00	1.75
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	104,020	1.51	156,914.63	1.62	168,479.04	1.73
日本	投資証券	GLP J-REIT	143	1,005.98	143,855.55	1,120.65	160,252.30	1.64
日本	投資証券	KENEDIX REALTY INVESTMENT CO	32	3,942.63	126,164.01	4,934.11	157,891.49	1.62
アメリカ	投資証券	HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	5,240	26.35	138,074.95	28.42	148,920.80	1.53
アメリカ	投資証券	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	15,960	9.72	155,052.94	9.30	148,428.00	1.52
アメリカ	投資証券	LEXINGTON REALTY TRUST	12,960	11.54	149,596.50	11.36	147,225.60	1.51
アメリカ	投資証券	EPR PROPERTIES	2,970	52.19	154,992.46	49.39	146,688.30	1.50
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	15,650	8.77	137,202.03	9.36	146,471.10	1.50

（注）構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く投資証券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成25年9月30日現在）

種類	投資比率（%）
投資証券	98.78
合計	98.78

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成25年9月30日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成25年9月30日現在）

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

[円コース]

特定期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（平成24年 2月20日）	85,194,127	85,439,191	1.0429	1.0459
第2特定期間末	（平成24年 8月20日）	50,303,860	50,440,147	1.1073	1.1103
第3特定期間末	（平成25年 2月20日）	54,269,601	54,408,186	1.1748	1.1778
第4特定期間末	（平成25年 8月20日）	29,585,635	29,702,220	1.0151	1.0191
	平成24年 9月末日	92,901,982	-	1.0991	-
	平成24年10月末日	114,673,192	-	1.1006	-
	平成24年11月末日	96,235,469	-	1.0897	-
	平成24年12月末日	63,540,930	-	1.1122	-
	平成25年 1月末日	66,640,388	-	1.1656	-
	平成25年 2月末日	54,014,082	-	1.1692	-
	平成25年 3月末日	39,165,022	-	1.0898	-
	平成25年 4月末日	42,173,215	-	1.1546	-

平成25年 5月末日	40,773,624	-	1.1162	-
平成25年 6月末日	34,016,772	-	1.0430	-
平成25年 7月末日	31,347,859	-	1.0767	-
平成25年 8月末日	40,830,539	-	1.0061	-
平成25年 9月末日	42,472,760	-	1.0455	-

(注) 月末日とはその月の最終営業日を指します。以下同じ。

[豪ドルコース]

特定期間	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(平成24年 2月20日)	81,965,547	82,556,186	1.1102	1.1182
第2特定期間末	(平成24年 8月20日)	21,262,697	21,431,976	1.1305	1.1395
第3特定期間末	(平成25年 2月20日)	33,517,048	33,737,220	1.3701	1.3791
第4特定期間末	(平成25年 8月20日)	78,054,006	78,883,155	0.9414	0.9514
	平成24年 9月末日	22,045,604	-	1.0902	-
	平成24年10月末日	23,139,397	-	1.1122	-
	平成24年11月末日	31,229,921	-	1.1497	-
	平成24年12月末日	32,682,028	-	1.2071	-
	平成25年 1月末日	32,831,867	-	1.3421	-
	平成25年 2月末日	32,474,408	-	1.3226	-
	平成25年 3月末日	26,030,200	-	1.1578	-
	平成25年 4月末日	56,880,096	-	1.2544	-
	平成25年 5月末日	72,509,993	-	1.1540	-
	平成25年 6月末日	65,603,841	-	0.9926	-
	平成25年 7月末日	79,707,875	-	0.9930	-
	平成25年 8月末日	107,088,180	-	0.9167	-
	平成25年 9月末日	148,408,495	-	0.9897	-

[ブラジルリアルコース]

特定期間	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(平成24年 2月20日)	60,533,364	61,148,602	1.0823	1.0933
第2特定期間末	(平成24年 8月20日)	92,563,105	93,723,250	0.9574	0.9694
第3特定期間末	(平成25年 2月20日)	486,583,371	491,595,378	1.1650	1.1770
第4特定期間末	(平成25年 8月20日)	176,818,308	179,665,425	0.8695	0.8835
	平成24年 9月末日	222,023,277	-	0.9171	-
	平成24年10月末日	444,258,705	-	0.9378	-
	平成24年11月末日	437,718,534	-	0.9177	-
	平成24年12月末日	460,080,642	-	0.9909	-
	平成25年 1月末日	479,546,107	-	1.1253	-
	平成25年 2月末日	433,679,357	-	1.1291	-
	平成25年 3月末日	300,255,288	-	1.1109	-
	平成25年 4月末日	281,585,635	-	1.2336	-
	平成25年 5月末日	273,441,134	-	1.1463	-
	平成25年 6月末日	206,163,105	-	0.9948	-
	平成25年 7月末日	205,977,203	-	0.9867	-
	平成25年 8月末日	167,295,494	-	0.8845	-
	平成25年 9月末日	278,806,800	-	0.9589	-

[トルコリラコース]

特定期間	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末	(平成24年 2月20日)	11,367,070	11,450,856	1.0853	1.0933
第2特定期間末	(平成24年 8月20日)	17,312,200	17,448,685	1.1416	1.1506
第3特定期間末	(平成25年 2月20日)	24,542,834	24,698,701	1.4171	1.4261
第4特定期間末	(平成25年 8月20日)	254,188,230	257,397,954	0.9503	0.9623
	平成24年 9月末日	16,702,720	-	1.1139	-

平成24年10月末日	18,157,982	-	1.1356	-
平成24年11月末日	13,800,329	-	1.1630	-
平成24年12月末日	14,786,771	-	1.2313	-
平成25年 1月末日	18,060,711	-	1.3792	-
平成25年 2月末日	23,583,428	-	1.3590	-
平成25年 3月末日	32,955,262	-	1.1184	-
平成25年 4月末日	116,391,231	-	1.2316	-
平成25年 5月末日	173,591,885	-	1.1686	-
平成25年 6月末日	186,859,029	-	0.9999	-
平成25年 7月末日	203,184,990	-	1.0324	-
平成25年 8月末日	293,256,707	-	0.9053	-
平成25年 9月末日	326,704,900	-	0.9462	-

[インドネシアルピアコース]

特定期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（平成24年 2月20日）	220,010,995	222,086,849	1.0599	1.0699
第2特定期間末	（平成24年 8月20日）	120,621,482	121,784,999	1.0367	1.0467
第3特定期間末	（平成25年 2月20日）	162,540,449	163,888,181	1.2060	1.2160
第4特定期間末	（平成25年 8月20日）	169,649,287	171,805,694	0.9441	0.9561
平成24年 9月末日		105,232,846	-	0.9890	-
平成24年10月末日		200,679,616	-	1.0097	-
平成24年11月末日		185,394,589	-	1.0228	-
平成24年12月末日		164,806,089	-	1.0750	-
平成25年 1月末日		146,580,946	-	1.1795	-
平成25年 2月末日		164,184,842	-	1.1822	-
平成25年 3月末日		182,531,834	-	1.1262	-
平成25年 4月末日		176,797,759	-	1.2381	-
平成25年 5月末日		190,781,197	-	1.1950	-
平成25年 6月末日		182,643,339	-	1.0224	-
平成25年 7月末日		176,837,307	-	1.0147	-
平成25年 8月末日		160,875,839	-	0.9031	-
平成25年 9月末日		178,218,004	-	0.8832	-

平成25年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

[マネープールファンド]

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成24年 2月20日）	3,401,277	3,401,277	1.0004	1.0004
第2期末	（平成24年 8月20日）	1,000,652	1,000,652	1.0007	1.0007
第3期末	（平成25年 2月20日）	1,001,088	1,001,088	1.0011	1.0011
第4期末	（平成25年 8月20日）	1,001,390	1,001,390	1.0014	1.0014
平成24年 9月末日		1,000,841	-	1.0008	-
平成24年10月末日		1,000,830	-	1.0008	-
平成24年11月末日		1,000,921	-	1.0009	-
平成24年12月末日		1,001,012	-	1.0010	-
平成25年 1月末日		1,001,095	-	1.0011	-
平成25年 2月末日		1,001,086	-	1.0011	-
平成25年 3月末日		1,001,177	-	1.0012	-
平成25年 4月末日		1,001,166	-	1.0012	-
平成25年 5月末日		1,001,232	-	1.0012	-
平成25年 6月末日		1,971,338	-	1.0013	-
平成25年 7月末日		1,001,297	-	1.0013	-
平成25年 8月末日		1,871,940	-	1.0014	-
平成25年 9月末日		1,001,446	-	1.0014	-

【分配の推移】

〔円コース〕

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0.0120
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0180
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0180
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.1230

（注）1口当たりの分配金は、各特定期間中の分配金の合計です。以下同じ（マネープールファンドを除く）。

〔豪ドルコース〕

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0.0320
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0530
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0540
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.3190

〔ブラジルリアルコース〕

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0.0440
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0710
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0720
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.1320

〔トルコリラコース〕

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0.0320
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0530
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0540
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.3870

〔インドネシアルピアコース〕

特定期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0.0400
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0600
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0600
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.2080

〔マネープールファンド〕

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0
第2期（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0
第3期（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0
第4期（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0

【収益率の推移】

〔円コース〕

特定期間	収益率（％）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	5.5
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	7.9
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	7.7
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	3.1

（注1）各特定期間中の分配金の合計を加算して計算しています。以下同じ。

（注2）収益率は、特定期間未分配付基準価額（期間中の分配金を加算した額）から前特定期間未分配付基準価額を控除した額を前特定期間未分配付基準価額で除したものをいいます。なお、第1特定期間については、前特定期間未分配付基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。以下同じ（マネープールファンドを除く）。

〔豪ドルコース〕

特定期間	収益率（％）
------	--------

第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	14.2
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	6.6
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	26.0
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	8.0

〔ブラジルリアルコース〕

特定期間	収益率（％）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	12.6
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	5.0
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	29.2
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	14.0

〔トルコリラコース〕

特定期間	収益率（％）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	11.7
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	10.1
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	28.9
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	5.6

〔インドネシアルピアコース〕

特定期間	収益率（％）
第1特定期間（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	10.0
第2特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	3.5
第3特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	22.1
第4特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	4.5

〔マネーボールファンド〕

計算期間	収益率（％）
第1期（平成23年 9月16日～平成24年 2月20日）	0.0
第2期（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0
第3期（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0
第4期（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

〔円コース〕

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成23年 9月16日～平成24年 2月20日)	99,488,316	17,800,000	81,688,316
第2特定期間(平成24年 2月21日～平成24年 8月20日)	3,138,447	39,397,577	45,429,186
第3特定期間(平成24年 8月21日～平成25年 2月20日)	68,418,556	67,652,446	46,195,296
第4特定期間(平成25年 2月21日～平成25年 8月20日)	1,412,063	18,460,937	29,146,422

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。以下同じ（マネーボールファンドを除く）。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。以下同じ。

〔豪ドルコース〕

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成23年 9月16日～平成24年 2月20日)	135,495,002	61,665,016	73,829,986
第2特定期間(平成24年 2月21日～平成24年 8月20日)	34,433,999	89,455,097	18,808,888
第3特定期間(平成24年 8月21日～平成25年 2月20日)	16,592,013	10,937,319	24,463,582
第4特定期間(平成25年 2月21日～平成25年 8月20日)	78,437,938	19,986,546	82,914,974

〔ブラジルリアルコース〕

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成23年 9月16日～平成24年 2月20日)	91,754,027	35,823,262	55,930,765

第2特定期間(平成24年 2月21日～平成24年 8月20日)	96,058,999	55,310,977	96,678,787
第3特定期間(平成24年 8月21日～平成25年 2月20日)	457,635,232	136,646,703	417,667,316
第4特定期間(平成25年 2月21日～平成25年 8月20日)	174,277,275	388,579,077	203,365,514

[トルコリラコース]

(単位:口)

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成23年 9月16日～平成24年 2月20日)	10,473,281	-	10,473,281
第2特定期間(平成24年 2月21日～平成24年 8月20日)	9,754,045	5,062,308	15,165,018
第3特定期間(平成24年 8月21日～平成25年 2月20日)	6,795,625	4,642,065	17,318,578
第4特定期間(平成25年 2月21日～平成25年 8月20日)	289,357,020	39,198,572	267,477,026

[インドネシアルピアコース]

(単位:口)

特定期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1特定期間(平成23年 9月16日～平成24年 2月20日)	231,696,596	24,111,115	207,585,481
第2特定期間(平成24年 2月21日～平成24年 8月20日)	252,336,145	343,569,886	116,351,740
第3特定期間(平成24年 8月21日～平成25年 2月20日)	155,590,493	137,168,963	134,773,270
第4特定期間(平成25年 2月21日～平成25年 8月20日)	175,831,156	130,903,798	179,700,628

[マネープールファンド]

(単位:口)

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期(平成23年 9月16日～平成24年 2月20日)	7,640,000	4,240,000	3,400,000
第2期(平成24年 2月21日～平成24年 8月20日)	-	2,400,000	1,000,000
第3期(平成24年 8月21日～平成25年 2月20日)	-	-	1,000,000
第4期(平成25年 2月21日～平成25年 8月20日)	3,221,064	3,221,064	1,000,000

(注)第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

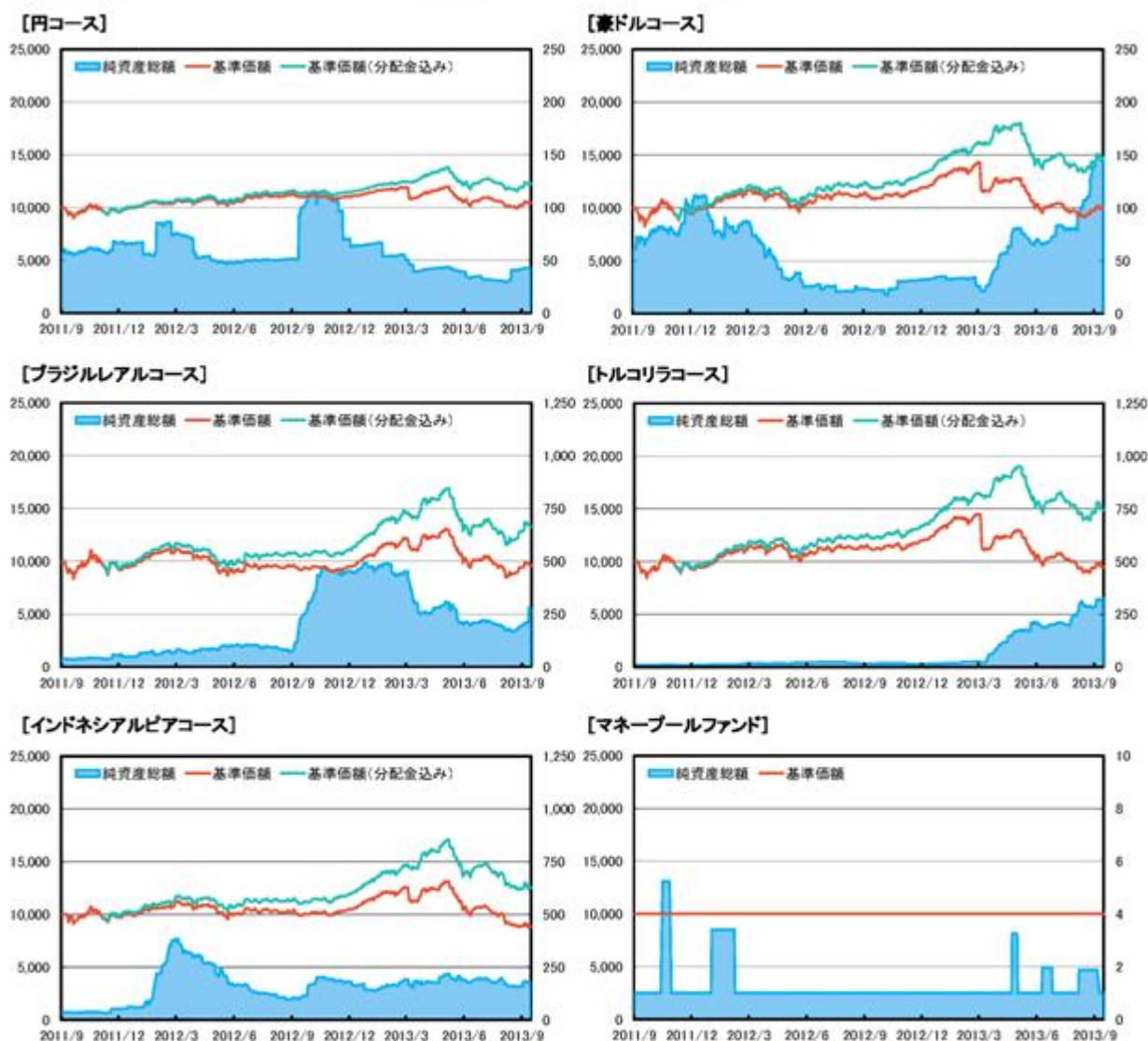
(参考情報)運用実績

3 運用実績

(2013年9月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移（設定日(2011年9月16日)～2013年9月30日）

■ 純資産総額:右目盛(百万円単位) ■ 基準価額:左目盛(円単位) ■ 基準価額(分配金込み):左目盛(円単位)



(注1) 基準価額、基準価額(分配金込み)は、1万口当たり信託報酬控除後です。以下同じ。

(注2) 基準価額(分配金込み)は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2013年9月30日現在

	円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	トルコリラコース	インドネシアルピアコース	マネーボールファンド
基準価額	10,455円	9,897円	9,589円	9,462円	8,832円	10,014円
純資産総額	42.4百万円	148.4百万円	278.8百万円	326.7百万円	178.2百万円	1.0百万円

分配の推移（1万口当たり、税引き前）

	円コース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	トルコリラコース	インドネシアピアコース		マネーブルファンド
2013年 5月	40円	100円	140円	120円	120円	2012年 2月	0円
2013年 6月	40円	200円	140円	300円	500円	2012年 8月	0円
2013年 7月	40円	100円	140円	120円	120円	2013年 2月	0円
2013年 8月	40円	100円	140円	120円	120円	2013年 8月	0円
2013年 9月	40円	100円	140円	120円	120円	—	—
直近1年間累計	1,420円	3,740円	2,080円	4,440円	2,700円	設定来累計	0円
設定来累計	1,750円	4,680円	3,330円	5,380円	3,800円		

主要な資産の状況

資産構成比率

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
【円コース】				
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(JPYクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	97.92
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.73
【豪ドルコース】				
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(AUDクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	98.00
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.69
【ブラジルリアルコース】				
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(BRLクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	97.65
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.57
【トルコリラコース】				
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(TRYクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	97.96
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.73
【インドネシアピアコース】				
1	BNYメロン・グローバルREIT・ファンド(IDRクラス)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	97.65
2	BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	投資信託受益証券	0.86
【マネーブルファンド】				
1	BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド	日本	投資信託受益証券	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>メロン・オフショア・ファンズ—BNYメロン・グローバルREIT・ファンド—2013年9月30日現在—

組入上位10銘柄

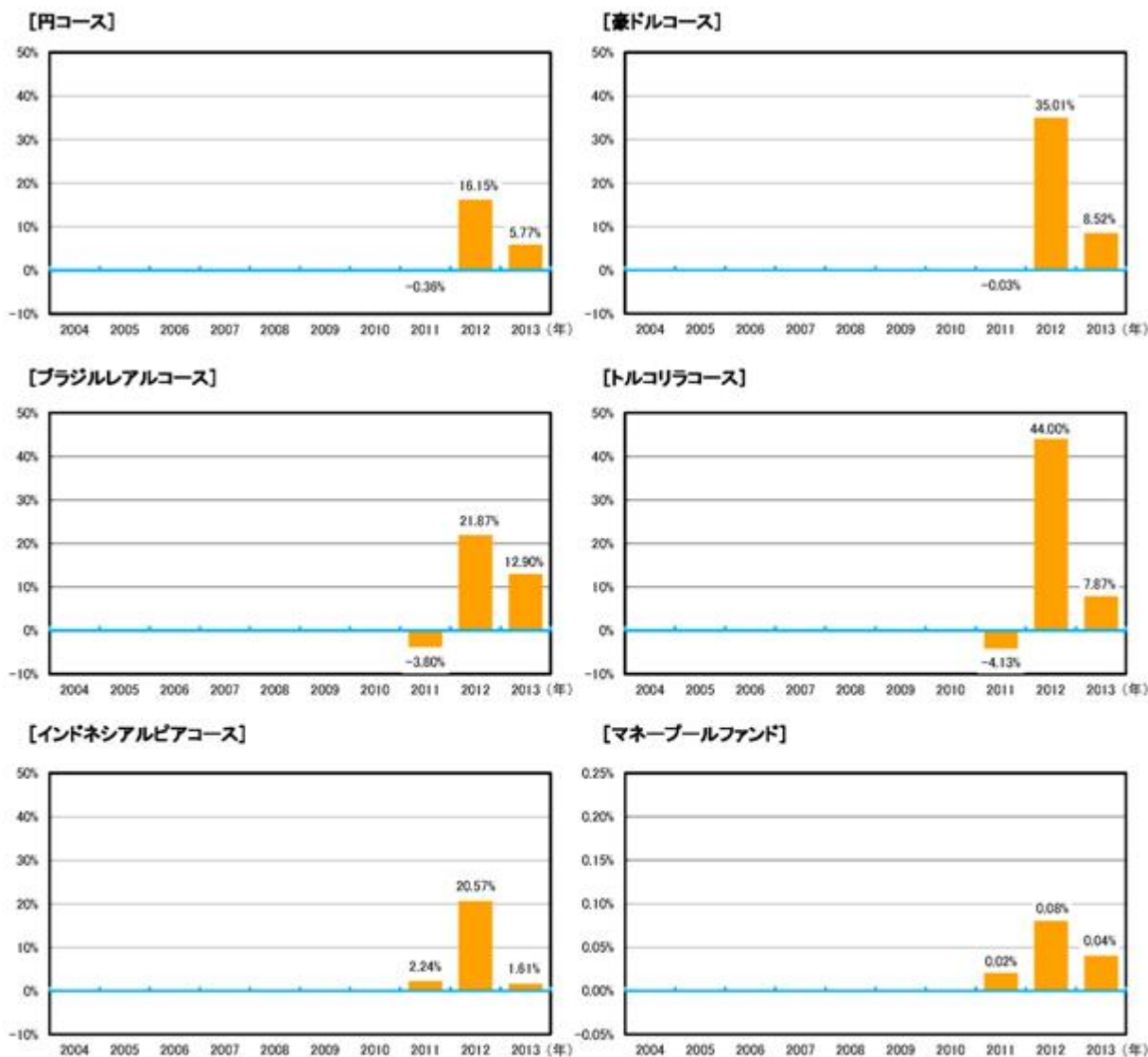
	銘柄名	国/地域	種類	構成比(%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	5.03
2	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	3.72
3	WESTFIELD RETAIL TRUST	オーストラリア	投資証券	3.43
4	FORTUNE REIT	シンガポール	投資証券	3.26
5	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	投資証券	3.04
6	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	イギリス	投資証券	3.03
7	HIGHWOODS PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	2.52
8	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	シンガポール	投資証券	2.52
9	CHARTER HALL RETAIL REIT	オーストラリア	投資証券	2.50
10	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2.28

組入上位国/地域

国/地域	構成比(%)
アメリカ	46.82
オーストラリア	11.44
日本	9.42
シンガポール	8.49
イギリス	6.55
フランス	4.48
カナダ	4.05
香港	2.54
オランダ	2.50
ベルギー	1.27

(注)構成比は、上記参考ファンドの現金等を除く投資証券部分を100%として計算した各銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）



(注1) ファンドの収益率は、税引き前収益分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

2011年は設定日(9月16日)から年末までの収益率です

2013年は9月末までの収益率です。

(注2) 当ファンドにはベンチマークはありません。

- ・ 運用実績等について、別途月次等で開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページで閲覧することができます。
- ・ 運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取扱時間

申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、「各ファンド（マネーボールファンドを除く。）」においては、ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日もしくはニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日の場合には、取得申込みおよびスイッチングのお申込みはできません。

なお、「マネーボールファンド」のお申込みは、「B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド」を構成する他のファンドからのスイッチングによる場合のみとします。

(2) 受益権の申込み

取得申込みには、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受取るコース（以下「一般コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（以下「自動継続投資コース」といいます。販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）の2つのコースがあります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

一般コースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

自動継続投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位は、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（3）取得申込みの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを取消すことができます。

金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）の受付け

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。その場合、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、上記の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、「各ファンド（マネープールファンドを除く。）」においては、ニューヨークまたはルクセンブルグの取引所の休場日もしくはニューヨークまたはルクセンブルグの銀行の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求の受付けは、原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

上記の一部解約の価額は、

[各ファンド（マネープールファンドを除く。）]

一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

[マネープールファンド]

一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により、大口のご換金の場合には制限を設けさせていただく場合があります。

販売会社の換金単位については、販売会社までお問い合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

(2) 解約の手取額

受益者の手取額は、上記「(1) 換金(解約)の受付」の一部解約の価額から、解約にかかる税金を差引いた金額となります。解約代金は、解約の請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

(3) 解約受付けの中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱います。

買取りの有無ならびに手続きの詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(4) 償還時の受取り額

償還価額は、信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額です。受益者の受取金額は、償還価額から、償還にかかる税金を差引いた金額です。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から販売会社の本・支店および営業所等で受益者に支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

基準価額の算出と公表

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に以下の表のように掲載されます。

また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

日本経済新聞での略称

各ファンド名	略 称
円コース	Gリート選円
豪ドルコース	Gリート選豪
ブラジルリアルコース	Gリート選ブ
トルコリラコース	Gリート選ト
インドネシアルピアコース	Gリート選イ

マネープールファンドにつきましては、日本経済新聞に掲載されません。

(委託会社の照会先)

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-6756-4600（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成33年8月20日までです。ただし、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

[各ファンド(マネープールファンドを除く。)]

ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

[マネープールファンド]

ファンドの計算期間は、原則として毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」もしくは下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約**1. [各ファンド(マネープールファンドを除く。)]**

委託会社は、信託期間中において、この信託にかかる受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

[マネープールファンド]

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. [各ファンド(マネープールファンドを除く。)]

委託会社は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

[マネープールファンド]

委託会社は、信託期間中において、当該ファンド以外のファンドがすべてその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

3. 委託会社は、上記1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

4. 書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

5. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

6. 上記3.から5.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記2.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記3.から5.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更 c .」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更等

- a . 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、下記の規定にしたがって信託約款を変更します。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合は、委託会社は下記 c . 以降の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- b . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- c . 委託会社は、上記 a . および b . の事項（上記 b . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d . 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e . 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- g . 上記 c . から f . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- h . 上記 b . から g . までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約書は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a . 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - 1 . 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2 . 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3 . 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4 . 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b . 受託会社は、上記 a . に定める委託先の選定にあつては、当該委託先が上記 a . に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。

c. 上記 a. および b. にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託会社のみ指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日まで）終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日））から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行により、委託会社に受益権の換金を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）円コース

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）豪ドルコース

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）ブラジルリアルコース

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）トルコリラコース

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は、6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4特定期間（第17期から第22期（平成25年2月21日から平成25年8月20日まで））の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

BNYメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため財務諸表は、6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成25年2月21日から平成25年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	887,381	412,535
投資信託受益証券	53,572,539	29,315,232
未収利息	1	-
流動資産合計	54,459,921	29,727,767
資産合計	54,459,921	29,727,767
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	138,585	116,585
未払受託者報酬	1,577	780
未払委託者報酬	47,291	23,361
その他未払費用	2,867	1,406
流動負債合計	190,320	142,132
負債合計	190,320	142,132
純資産の部		
元本等		
元本	46,195,296	29,146,422
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,074,305	439,213
（分配準備積立金）	4,858,830	3,428,057
元本等合計	54,269,601	29,585,635
純資産合計	54,269,601	29,585,635
負債純資産合計	54,459,921	29,727,767

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3特定期間 （第11期から第16期） （自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）
営業収益		
受取配当金	1,653,457	5,388,449
受取利息	308	89
有価証券売買等損益	3,237,275	6,127,307
営業収益合計	4,891,040	738,769
営業費用		
受託者報酬	12,370	6,329
委託者報酬	371,060	189,775
その他費用	22,562	11,466
営業費用合計	405,992	207,570
営業利益又は営業損失（ ）	4,485,048	946,339
経常利益又は経常損失（ ）	4,485,048	946,339
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,485,048	946,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,081,953	467,505
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,874,674	8,074,305
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,069,217	173,130
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,069,217	173,130
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,034,615	2,303,662
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,034,615	2,303,662
分配金	1,238,066	5,025,726
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,074,305	439,213

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
1. 受益権の総数	46,195,296口	29,146,422口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1748円 (11,748円)	1.0151円 (10,151円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3特定期間 (第11期から第16期) (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第11期 (平成24年8月21日から平成24年9月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(165,133円)、費用控除後の有価証券売買等損益(329,054円)、信託約款に規定する収益調整金(834,053円)及び分配準備積立金(4,113,564円)より、分配可能額は5,441,804円(1万口当たり1,190.11円)であり、うち137,172円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第12期 (平成24年9月21日から平成24年10月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(377,993円)、費用控除後の有価証券売買等損益(861,942円)、信託約款に規定する収益調整金(6,651,961円)及び分配準備積立金(4,470,579円)より、分配可能額は12,362,475円(1万口当たり1,208.93円)であり、うち306,770円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第13期 (平成24年10月23日から平成24年11月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(318,669円)、信託約款に規定する収益調整金(6,912,585円)及び分配準備積立金(4,942,994円)より、分配可能額は12,174,248円(1万口当たり1,168.13円)であり、うち312,653円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第17期 (平成25年2月21日から平成25年3月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(4,272,121円)、信託約款に規定する収益調整金(2,855,720円)及び分配準備積立金(4,444,915円)より、分配可能額は11,572,756円(1万口当たり2,727.34円)であり、うち4,370,517円(1万口当たり1,030円)を分配金額としております。</p> <p>第18期 (平成25年3月22日から平成25年4月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(139,981円)、信託約款に規定する収益調整金(2,522,603円)及び分配準備積立金(3,680,416円)より、分配可能額は6,343,000円(1万口当たり1,739.59円)であり、うち145,849円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>第19期 (平成25年4月23日から平成25年5月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(141,542円)、費用控除後の有価証券売買等損益(739,503円)、信託約款に規定する収益調整金(2,598,348円)及び分配準備積立金(3,667,741円)より、分配可能額は7,147,134円(1万口当たり1,958.71円)であり、うち145,954円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

<p>第14期 (平成24年11月21日から平成24年12月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(218,657円)、信託約款に規定する収益調整金(3,810,311円)及び分配準備積立金(2,747,859円)より、分配可能額は6,776,827円(1万口当たり1,186.19円)であり、うち171,390円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第15期 (平成24年12月21日から平成25年1月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(220,758円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,476,176円)、信託約款に規定する収益調整金(3,976,373円)及び分配準備積立金(2,795,126円)より、分配可能額は8,468,433円(1万口当たり1,481.36円)であり、うち171,496円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>第16期 (平成25年1月22日から平成25年2月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(176,165円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,311,537円)、信託約款に規定する収益調整金(3,215,475円)及び分配準備積立金(3,509,713円)より、分配可能額は8,212,890円(1万口当たり1,777.84円)であり、うち138,585円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>第20期 (平成25年5月21日から平成25年6月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(96,452円)、信託約款に規定する収益調整金(2,290,917円)及び分配準備積立金(3,907,330円)より、分配可能額は6,294,699円(1万口当たり1,933.33円)であり、うち130,233円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>第21期 (平成25年6月21日から平成25年7月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(111,435円)、信託約款に規定する収益調整金(2,060,335円)及び分配準備積立金(3,465,376円)より、分配可能額は5,637,146円(1万口当たり1,934.02円)であり、うち116,588円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>第22期 (平成25年7月23日から平成25年8月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(89,083円)、信託約款に規定する収益調整金(2,064,974円)及び分配準備積立金(3,455,559円)より、分配可能額は5,609,616円(1万口当たり1,924.62円)であり、うち116,585円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>
---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。</p> <p>委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	--

金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
---	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3特定期間 (第11期から第16期) (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,663,034	2,249,602
合計	1,663,034	2,249,602

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
期首元本額	45,429,186円	46,195,296円
期中追加設定元本額	68,418,556円	1,412,063円
期中一部解約元本額	67,652,446円	18,460,937円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ファンド (適格機関投資家専用)	310,266	310,731	
	B N Yメロン・グローバルREIT・ ファンド(JPYクラス)	28,657,743	29,004,501	
合計		28,968,009	29,315,232	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（JPYクラス）」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（JPYクラス）」の状況

以下に記載した情報は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類の一部を抜粋・翻訳したものであります。

「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（JPYクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(平成25年8月19日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	29,015,776
資産合計	29,015,776
負債の部	
未払費用	12,638
負債合計	12,638
純資産の部	
純資産合計	29,003,138
負債純資産合計	29,015,776
1. 平成25年8月19日現在の口数 (JPYクラス)	
	28,657,743口
2. 1万口当たり純資産額 (JPYクラス)	
	10,121円

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	223,143,589
流動資産合計	223,143,589
資産合計	223,143,589
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,056
未払委託者報酬	5,262
流動負債合計	6,318
負債合計	6,318
純資産の部	
元本等	
元本	222,810,964
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	326,307
（分配準備積立金）	85,666
元本等合計	223,137,271
純資産合計	223,137,271
負債純資産合計	223,143,589

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものです。当該投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	222,810,964口
2. 1口当たり純資産額	1.0015円
(1万口当たり純資産額)	(10,015円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年8月19日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,155,746
国債証券	209,988,280
未収利息	11
流動資産合計	224,144,037
資産合計	224,144,037
負債の部	
流動負債	
未払解約金	100
流動負債合計	100
負債合計	100
純資産の部	
元本等	
元本	223,318,693
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	825,244
元本等合計	224,143,937
純資産合計	224,143,937
負債純資産合計	224,144,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・ 国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>・ 貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	223,318,693口
2. 1口当たり純資産額	1.0037円
(1万口当たり純資産額)	(10,037円)

【B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）豪ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	674,079	1,912,586
投資信託受益証券	33,105,112	77,036,959
未収利息	-	1
流動資産合計	33,779,191	78,949,546
資産合計	33,779,191	78,949,546
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	220,172	829,149
未払解約金	13,738	-
未払受託者報酬	860	2,024
未払委託者報酬	25,818	60,680
その他未払費用	1,555	3,687
流動負債合計	262,143	895,540
負債合計	262,143	895,540
純資産の部		
元本等		
元本	24,463,582	82,914,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	9,053,466	4,860,968
(分配準備積立金)	6,810,359	3,427,735
元本等合計	33,517,048	78,054,006
純資産合計	33,517,048	78,054,006
負債純資産合計	33,779,191	78,949,546

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3特定期間 （第11期から第16期） （自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）
営業収益		
受取配当金	1,294,373	9,559,704
受取利息	46	246
有価証券売買等損益	6,322,908	22,588,153
営業収益合計	7,617,327	13,028,203
営業費用		
受託者報酬	4,434	9,281
委託者報酬	133,297	278,203
その他費用	8,041	16,874
営業費用合計	145,772	304,358
営業利益又は営業損失（ ）	7,471,555	13,332,561
経常利益又は経常損失（ ）	7,471,555	13,332,561
当期純利益又は当期純損失（ ）	7,471,555	13,332,561
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	154,054	152,778
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,453,809	9,053,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,151,635	11,745,691
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,151,635	11,745,691
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,897,209	3,648,679
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,897,209	3,607,447
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	41,232
分配金	1,280,378	8,831,663
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,053,466	4,860,968

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
1. 受益権の総数	24,463,582口	82,914,974口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	-	4,860,968円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3701円 (13,701円)	0.9414円 (9,414円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3特定期間 (第11期から第16期) (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第11期 (平成24年8月21日から平成24年9月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(173,362円)、費用控除後の有価証券売買等損益(187,742円)、信託約款に規定する収益調整金(2,097,001円)及び分配準備積立金(1,448,261円)より、分配可能額は3,906,366円(1万口当たり1,888.72円)であり、うち186,142円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第12期 (平成24年9月21日から平成24年10月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(124,227円)、信託約款に規定する収益調整金(1,608,284円)及び分配準備積立金(1,243,141円)より、分配可能額は2,975,652円(1万口当たり1,883.73円)であり、うち142,168円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第13期 (平成24年10月23日から平成24年11月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(218,122円)、信託約款に規定する収益調整金(3,681,428円)及び分配準備積立金(1,225,200円)より、分配可能額は5,124,750円(1万口当たり1,873.49円)であり、うち246,184円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第17期 (平成25年2月21日から平成25年3月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(4,634,987円)、信託約款に規定する収益調整金(2,567,969円)及び分配準備積立金(5,062,657円)より、分配可能額は12,265,613円(1万口当たり6,681.55円)であり、うち4,754,566円(1万口当たり2,590円)を分配金額としております。</p> <p>第18期 (平成25年3月22日から平成25年4月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(310,224円)、信託約款に規定する収益調整金(13,672,958円)及び分配準備積立金(4,929,644円)より、分配可能額は18,912,826円(1万口当たり4,184.04円)であり、うち452,021円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>第19期 (平成25年4月23日から平成25年5月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(574,425円)、費用控除後の有価証券売買等損益(43,960円)、信託約款に規定する収益調整金(21,106,145円)及び分配準備積立金(4,676,793円)より、分配可能額は26,401,323円(1万口当たり4,184.75円)であり、うち630,891円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>

<p>第14期 (平成24年11月21日から平成24年12月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(238,011円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,712,475円)、信託約款に規定する収益調整金(3,642,495円)及び分配準備積立金(1,180,102円)より、分配可能額は6,773,083円(1万口当たり2,505.11円)であり、うち243,331円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第15期 (平成24年12月21日から平成25年1月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(235,487円)、費用控除後の有価証券売買等損益(3,065,788円)、信託約款に規定する収益調整金(3,640,254円)及び分配準備積立金(2,864,638円)より、分配可能額は9,806,167円(1万口当たり3,641.17円)であり、うち242,381円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第16期 (平成25年1月22日から平成25年2月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(211,398円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,468,474円)、信託約款に規定する収益調整金(3,344,163円)及び分配準備積立金(5,350,659円)より、分配可能額は10,374,694円(1万口当たり4,240.85円)であり、うち220,172円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p>	<p>第20期 (平成25年5月21日から平成25年6月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,125,952円)、信託約款に規定する収益調整金(23,571,570円)及び分配準備積立金(4,461,638円)より、分配可能額は29,159,160円(1万口当たり4,269.77円)であり、うち1,365,835円(1万口当たり200円)を分配金額としております。</p> <p>第21期 (平成25年6月21日から平成25年7月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(611,102円)、信託約款に規定する収益調整金(28,944,098円)及び分配準備積立金(3,724,165円)より、分配可能額は33,279,365円(1万口当たり4,164.06円)であり、うち799,201円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>第22期 (平成25年7月23日から平成25年8月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(741,079円)、信託約款に規定する収益調整金(30,182,586円)及び分配準備積立金(3,515,805円)より、分配可能額は34,439,470円(1万口当たり4,153.58円)であり、うち829,149円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>
--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。</p> <p>委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	--

金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	--

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	第3特定期間 （第11期から第16期） （自平成24年8月21日 至平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自平成25年2月21日 至平成25年8月20日）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,741,632	7,912,466
合計	1,741,632	7,912,466

（デリバティブ取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
 該当事項はありません。

（その他の注記）
 元本額の変動

項目	第3特定期間末 （第16期計算期間末） （平成25年2月20日現在）	第4特定期間末 （第22期計算期間末） （平成25年8月20日現在）
期首元本額	18,808,888円	24,463,582円
期中追加設定元本額	16,592,013円	78,437,938円
期中一部解約元本額	10,937,319円	19,986,546円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）	509,916	510,680	
	B N Yメロン・グローバルREIT・ ファンド（AUDクラス）	80,749,477	76,526,279	
合計		81,259,393	77,036,959	

第2 信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（AUDクラス）」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（AUDクラス）」の状況

以下に記載した情報は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類の一部を抜粋・翻訳したものであります。

「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（AUDクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(平成25年8月19日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	76,558,222
資産合計	76,558,222
負債の部	
未払費用	32,843
負債合計	32,843
純資産の部	
純資産合計	76,525,379
負債純資産合計	76,558,222
1. 平成25年8月19日現在の口数 (AUDクラス)	
	80,749,477口
2. 1万口当たり純資産額 (AUDクラス)	
	9,477円

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	223,143,589
流動資産合計	223,143,589
資産合計	223,143,589
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,056
未払委託者報酬	5,262
流動負債合計	6,318
負債合計	6,318
純資産の部	
元本等	
元本	222,810,964
剰余金	
剰余金又は欠損金()	326,307
(分配準備積立金)	85,666
元本等合計	223,137,271
純資産合計	223,137,271
負債純資産合計	223,143,589

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものであります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	222,810,964口
2. 1口当たり純資産額	1.0015円
(1万口当たり純資産額)	(10,015円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年8月19日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,155,746
国債証券	209,988,280
未収利息	11
流動資産合計	224,144,037
資産合計	224,144,037
負債の部	
流動負債	
未払解約金	100
流動負債合計	100
負債合計	100
純資産の部	
元本等	
元本	223,318,693
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	825,244
元本等合計	224,143,937
純資産合計	224,143,937
負債純資産合計	224,144,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>・貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	223,318,693口
2. 1口当たり純資産額	1.0037円
(1万口当たり純資産額)	(10,037円)

【B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,250,619	5,352,182
投資信託受益証券	436,525,568	174,540,961
未収入金	45,910,000	-
未収利息	16	4
流動資産合計	494,686,203	179,893,147
資産合計	494,686,203	179,893,147
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,012,007	2,847,117
未払解約金	2,684,474	904
未払受託者報酬	12,379	5,071
未払委託者報酬	371,304	152,058
その他未払費用	22,668	69,689
流動負債合計	8,102,832	3,074,839
負債合計	8,102,832	3,074,839
純資産の部		
元本等		
元本	417,667,316	203,365,514
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	68,916,055	26,547,206
（分配準備積立金）	89,418,229	37,038,824
元本等合計	486,583,371	176,818,308
純資産合計	486,583,371	176,818,308
負債純資産合計	494,686,203	179,893,147

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3特定期間 (第11期から第16期) (自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日)
営業収益		
受取配当金	25,986,040	38,940,656
受取利息	1,942	1,844
有価証券売買等損益	102,703,838	71,874,607
営業収益合計	128,691,820	32,932,107
営業費用		
受託者報酬	56,797	43,347
委託者報酬	1,703,833	1,300,297
その他費用	104,010	439,681
営業費用合計	1,864,640	1,783,325
営業利益又は営業損失()	126,827,180	34,715,432
経常利益又は経常損失()	126,827,180	34,715,432
当期純利益又は当期純損失()	126,827,180	34,715,432
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	3,851,141	15,381,715
期首剰余金又は期首欠損金()	4,115,682	68,916,055
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,067,603	26,259,907
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,222,009	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	845,594	26,259,907
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,943,259	65,819,938
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,381,363	65,739,602
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,561,896	80,336
分配金	28,068,646	36,569,513
期末剰余金又は期末欠損金()	68,916,055	26,547,206

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
1. 受益権の総数	417,667,316口	203,365,514口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	-	26,547,206円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1650円 (11,650円)	0.8695円 (8,695円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3特定期間 (第11期から第16期) (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第11期 (平成24年8月21日から平成24年9月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(789,853円)、信託約款に規定する収益調整金(10,648,417円)及び分配準備積立金(1,926,720円)より、分配可能額は13,364,990円(1万口当たり1,123.19円)であり、うち1,427,894円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第12期 (平成24年9月21日から平成24年10月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(3,556,065円)、信託約款に規定する収益調整金(37,128,627円)及び分配準備積立金(1,288,030円)より、分配可能額は41,972,722円(1万口当たり1,110.38円)であり、うち4,535,998円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第13期 (平成24年10月23日から平成24年11月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(5,425,965円)、信託約款に規定する収益調整金(49,217,762円)及び分配準備積立金(304,805円)より、分配可能額は54,948,532円(1万口当たり1,099.04円)であり、うち5,999,595円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第17期 (平成25年2月21日から平成25年3月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(19,645,301円)、信託約款に規定する収益調整金(40,363,536円)及び分配準備積立金(70,500,142円)より、分配可能額は130,508,979円(1万口当たり3,731.29円)であり、うち21,685,649円(1万口当たり620円)を分配金額としております。</p> <p>第18期 (平成25年3月22日から平成25年4月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(2,767,490円)、費用控除後の有価証券売買等損益(11,171,900円)、信託約款に規定する収益調整金(27,052,171円)及び分配準備積立金(38,060,222円)より、分配可能額は79,051,783円(1万口当たり3,793.78円)であり、うち2,917,198円(1万口当たり140円)を分配金額としております。</p> <p>第19期 (平成25年4月23日から平成25年5月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(3,019,305円)、費用控除後の有価証券売買等損益(17,732,803円)、信託約款に規定する収益調整金(39,666,319円)及び分配準備積立金(47,014,714円)より、分配可能額は107,433,141円(1万口当たり4,537.14円)であり、うち3,314,985円(1万口当たり140円)を分配金額としております。</p>

<p>第14期 (平成24年11月21日から平成24年12月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(5,515,072円)、費用控除後の有価証券売買等損益(660,557円)、信託約款に規定する収益調整金(46,722,095円)及び分配準備積立金(626円)より、分配可能額は52,898,350円(1万口当たり1,108.46円)であり、うち5,726,637円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第15期 (平成24年12月21日から平成25年1月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(5,172,626円)、費用控除後の有価証券売買等損益(51,852,608円)、信託約款に規定する収益調整金(43,602,522円)及び分配準備積立金(627,500円)より、分配可能額は101,255,256円(1万口当たり2,264.14円)であり、うち5,366,515円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第16期 (平成25年1月22日から平成25年2月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(4,809,334円)、費用控除後の有価証券売買等損益(41,630,064円)、信託約款に規定する収益調整金(41,632,044円)及び分配準備積立金(47,990,838円)より、分配可能額は136,062,280円(1万口当たり3,257.66円)であり、うち5,012,007円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>	<p>第20期 (平成25年5月21日から平成25年6月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(5,335,914円)、信託約款に規定する収益調整金(52,802,377円)及び分配準備積立金(40,943,430円)より、分配可能額は99,081,721円(1万口当たり4,676.40円)であり、うち2,966,258円(1万口当たり140円)を分配金額としております。</p> <p>第21期 (平成25年6月21日から平成25年7月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(2,726,393円)、信託約款に規定する収益調整金(52,412,381円)及び分配準備積立金(39,596,469円)より、分配可能額は94,735,243円(1万口当たり4,672.82円)であり、うち2,838,306円(1万口当たり140円)を分配金額としております。</p> <p>第22期 (平成25年7月23日から平成25年8月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(2,569,879円)、信託約款に規定する収益調整金(54,891,232円)及び分配準備積立金(37,316,062円)より、分配可能額は94,777,173円(1万口当たり4,660.43円)であり、うち2,847,117円(1万口当たり140円)を分配金額としております。</p>
---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。</p> <p>委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	--

金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	--

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	第3特定期間 （第11期から第16期） （自平成24年8月21日 至平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自平成25年2月21日 至平成25年8月20日）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	40,851,532	32,799,898
合計	40,851,532	32,799,898

（デリバティブ取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
 該当事項はありません。

（その他の注記）
 元本額の変動

項目	第3特定期間末 （第16期計算期間末） （平成25年2月20日現在）	第4特定期間末 （第22期計算期間末） （平成25年8月20日現在）
期首元本額	96,678,787円	417,667,316円
期中追加設定元本額	457,635,232円	174,277,275円
期中一部解約元本額	136,646,703円	388,579,077円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）	1,589,195	1,591,578	
	B N Yメロン・グローバルREIT・ ファンド（BRLクラス）	199,756,738	172,949,383	
合計		201,345,933	174,540,961	

第2 信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（BRLクラス）」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（BRLクラス）」の状況

以下に記載した情報は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類の一部を抜粋・翻訳したものであります。

「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（BRLクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(平成25年8月19日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	173,037,878
資産合計	173,037,878
負債の部	
未払費用	79,649
負債合計	79,649
純資産の部	
純資産合計	172,958,229
負債純資産合計	173,037,878
1. 平成25年8月19日現在の口数 (BRLクラス)	
	199,756,738口
2. 1万口当たり純資産額 (BRLクラス)	
	8,658円

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	223,143,589
流動資産合計	223,143,589
資産合計	223,143,589
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,056
未払委託者報酬	5,262
流動負債合計	6,318
負債合計	6,318
純資産の部	
元本等	
元本	222,810,964
剰余金	
剰余金又は欠損金()	326,307
(分配準備積立金)	85,666
元本等合計	223,137,271
純資産合計	223,137,271
負債純資産合計	223,143,589

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものです。当該投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	222,810,964口
2. 1口当たり純資産額	1.0015円
(1万口当たり純資産額)	(10,015円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年8月19日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,155,746
国債証券	209,988,280
未収利息	11
流動資産合計	224,144,037
資産合計	224,144,037
負債の部	
流動負債	
未払解約金	100
流動負債合計	100
負債合計	100
純資産の部	
元本等	
元本	223,318,693
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	825,244
元本等合計	224,143,937
純資産合計	224,143,937
負債純資産合計	224,144,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>・貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	223,318,693口
2. 1口当たり純資産額	1.0037円
(1万口当たり純資産額)	(10,037円)

【B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）トルコリラコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	513,129	5,444,638
投資信託受益証券	24,201,331	252,131,047
未収利息	-	4
流動資産合計	24,714,460	257,575,689
資産合計		
24,714,460		
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	155,867	3,209,724
未払受託者報酬	481	5,414
未払委託者報酬	14,422	162,415
その他未払費用	856	9,906
流動負債合計	171,626	3,387,459
負債合計		
171,626		
純資産の部		
元本等		
元本	17,318,578	267,477,026
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,224,256	13,288,796
(分配準備積立金)	4,478,166	8,830,103
元本等合計	24,542,834	254,188,230
純資産合計		
24,542,834		
負債純資産合計		
24,714,460		
257,575,689		

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3特定期間 （第11期から第16期） （自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）
営業収益		
受取配当金	730,948	18,179,348
受取利息	22	638
有価証券売買等損益	3,413,518	51,420,284
営業収益合計	4,144,488	33,240,298
営業費用		
受託者報酬	2,647	21,665
委託者報酬	79,227	649,885
その他費用	4,731	39,591
営業費用合計	86,605	711,141
営業利益又は営業損失（ ）	4,057,883	33,951,439
経常利益又は経常損失（ ）	4,057,883	33,951,439
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,057,883	33,951,439
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	110,727	2,659,265
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,147,182	7,224,256
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,355,133	35,170,716
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,355,133	35,170,716
剰余金減少額又は欠損金増加額	688,531	4,692,812
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	688,531	4,432,018
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	260,794
分配金	758,138	19,698,782
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,224,256	13,288,796

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
1. 受益権の総数	17,318,578口	267,477,026口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	-	13,288,796円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4171円 (14,171円)	0.9503円 (9,503円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3特定期間 (第11期から第16期) (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第11期 (平成24年8月21日から平成24年9月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(125,531円)、費用控除後の有価証券売買等損益(159,786円)、信託約款に規定する収益調整金(781,901円)及び分配準備積立金(1,507,779円)より、分配可能額は2,574,997円(1万口当たり1,717.30円)であり、うち134,949円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第12期 (平成24年9月21日から平成24年10月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(116,810円)、信託約款に規定する収益調整金(807,245円)及び分配準備積立金(1,655,980円)より、分配可能額は2,580,035円(1万口当たり1,705.22円)であり、うち136,170円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第13期 (平成24年10月23日から平成24年11月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(93,870円)、信託約款に規定する収益調整金(714,191円)及び分配準備積立金(1,217,912円)より、分配可能額は2,025,973円(1万口当たり1,700.99円)であり、うち107,194円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第17期 (平成25年2月21日から平成25年3月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(5,177,522円)、信託約款に規定する収益調整金(3,219,169円)及び分配準備積立金(4,423,432円)より、分配可能額は12,820,123円(1万口当たり7,057.35円)であり、うち5,613,172円(1万口当たり3,090円)を分配金額としております。</p> <p>第18期 (平成25年3月22日から平成25年4月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(745,130円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,168,954円)、信託約款に規定する収益調整金(32,237,089円)及び分配準備積立金(3,943,287円)より、分配可能額は38,094,460円(1万口当たり4,205.97円)であり、うち1,086,865円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第19期 (平成25年4月23日から平成25年5月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,477,103円)、費用控除後の有価証券売買等損益(7,524,155円)、信託約款に規定する収益調整金(49,729,770円)及び分配準備積立金(4,677,015円)より、分配可能額は63,408,043円(1万口当たり4,764.01円)であり、うち1,597,172円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>

<p>第14期 (平成24年11月21日から平成24年12月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(103,946円)、費用控除後の有価証券売買等損益(709,772円)、信託約款に規定する収益調整金(734,942円)及び分配準備積立金(1,199,507円)より、分配可能額は2,748,167円(1万口当たり2,289.20円)であり、うち108,044円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第15期 (平成24年12月21日から平成25年1月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(104,325円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,681,855円)、信託約款に規定する収益調整金(953,061円)及び分配準備積立金(1,887,113円)より、分配可能額は4,626,354円(1万口当たり3,592.03円)であり、うち115,914円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p> <p>第16期 (平成25年1月22日から平成25年2月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(113,660円)、費用控除後の有価証券売買等損益(962,994円)、信託約款に規定する収益調整金(2,746,090円)及び分配準備積立金(3,557,379円)より、分配可能額は7,380,123円(1万口当たり4,261.37円)であり、うち155,867円(1万口当たり90円)を分配金額としております。</p>	<p>第20期 (平成25年5月21日から平成25年6月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(5,331,253円)、信託約款に規定する収益調整金(79,251,420円)及び分配準備積立金(11,353,444円)より、分配可能額は95,936,117円(1万口当たり4,920.26円)であり、うち5,849,432円(1万口当たり300円)を分配金額としております。</p> <p>第21期 (平成25年6月21日から平成25年7月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(2,217,395円)、信託約款に規定する収益調整金(80,318,519円)及び分配準備積立金(9,927,669円)より、分配可能額は92,463,583円(1万口当たり4,736.82円)であり、うち2,342,417円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第22期 (平成25年7月23日から平成25年8月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(2,590,052円)、信託約款に規定する収益調整金(114,403,603円)及び分配準備積立金(9,449,775円)より、分配可能額は126,443,430円(1万口当たり4,727.25円)であり、うち3,209,724円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>
---	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。</p> <p>委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	--

金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	--

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	第3特定期間 （第11期から第16期） （自平成24年8月21日 至平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自平成25年2月21日 至平成25年8月20日）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	977,089	24,301,804
合計	977,089	24,301,804

（デリバティブ取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
 該当事項はありません。

（その他の注記）
 元本額の変動

項目	第3特定期間末 （第16期計算期間末） （平成25年2月20日現在）	第4特定期間末 （第22期計算期間末） （平成25年8月20日現在）
期首元本額	15,165,018円	17,318,578円
期中追加設定元本額	6,795,625円	289,357,020円
期中一部解約元本額	4,642,065円	39,198,572円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）	2,386,809	2,390,389	
	B N Yメロン・グローバルREIT・ ファンド（TRYクラス）	261,645,530	249,740,658	
合計		264,032,339	252,131,047	

第2 信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（TRYクラス）」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（TRYクラス）」の状況

以下に記載した情報は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類の一部を抜粋・翻訳したものであります。

「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（TRYクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(平成25年8月19日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	233,212,365
資産合計	233,212,365
負債の部	
未払費用	90,736
負債合計	90,736
純資産の部	
純資産合計	233,121,629
負債純資産合計	233,212,365
1. 平成25年8月19日現在の口数 (TRYクラス)	
	244,243,749口
2. 1万口当たり純資産額 (TRYクラス)	
	9,545円

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	223,143,589
流動資産合計	223,143,589
資産合計	223,143,589
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,056
未払委託者報酬	5,262
流動負債合計	6,318
負債合計	6,318
純資産の部	
元本等	
元本	222,810,964
剰余金	
剰余金又は欠損金()	326,307
(分配準備積立金)	85,666
元本等合計	223,137,271
純資産合計	223,137,271
負債純資産合計	223,143,589

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものであります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	222,810,964口
2. 1口当たり純資産額	1.0015円
(1万口当たり純資産額)	(10,015円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年8月19日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,155,746
国債証券	209,988,280
未収利息	11
流動資産合計	224,144,037
資産合計	224,144,037
負債の部	
流動負債	
未払解約金	100
流動負債合計	100
負債合計	100
純資産の部	
元本等	
元本	223,318,693
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	825,244
元本等合計	224,143,937
純資産合計	224,143,937
負債純資産合計	224,144,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・ 国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>・ 貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	223,318,693口
2. 1口当たり純資産額	1.0037円
(1万口当たり純資産額)	(10,037円)

【B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,334,237	10,613,908
投資信託受益証券	160,039,838	166,964,397
未収入金	-	14,150,000
未収利息	11	8
流動資産合計	168,374,086	191,728,313
資産合計	168,374,086	191,728,313
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,347,732	2,156,407
未払解約金	4,357,334	19,710,120
未払受託者報酬	3,918	4,630
未払委託者報酬	117,491	138,911
その他未払費用	7,162	68,958
流動負債合計	5,833,637	22,079,026
負債合計	5,833,637	22,079,026
純資産の部		
元本等		
元本	134,773,270	179,700,628
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,767,179	10,051,341
（分配準備積立金）	20,928,889	20,033,565
元本等合計	162,540,449	169,649,287
純資産合計	162,540,449	169,649,287
負債純資産合計	168,374,086	191,728,313

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3特定期間 （第11期から第16期） （自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）
営業収益		
受取配当金	9,452,516	32,198,245
受取利息	947	964
有価証券売買等損益	25,803,621	44,785,441
営業収益合計	35,257,084	12,586,232
営業費用		
受託者報酬	24,210	28,983
委託者報酬	726,083	869,501
その他費用	44,254	415,747
営業費用合計	794,547	1,314,231
営業利益又は営業損失（ ）	34,462,537	13,900,463
経常利益又は経常損失（ ）	34,462,537	13,900,463
当期純利益又は当期純損失（ ）	34,462,537	13,900,463
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	3,180,338	4,163,363
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,269,742	27,767,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,447,867	25,003,721
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	378,976	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,068,891	25,003,721
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,398,244	20,276,838
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,398,244	20,265,008
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	11,830
分配金	8,834,385	32,808,303
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	27,767,179	10,051,341

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3特定期間末 (第16期計算期間末) (平成25年2月20日現在)	第4特定期間末 (第22期計算期間末) (平成25年8月20日現在)
1. 受益権の総数	134,773,270口	179,700,628口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	-	10,051,341円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2060円 (12,060円)	0.9441円 (9,441円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3特定期間 (第11期から第16期) (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4特定期間 (第17期から第22期) (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第11期 (平成24年8月21日から平成24年9月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(940,627円)、信託約款に規定する収益調整金(3,816,541円)及び分配準備積立金(3,916,257円)より、分配可能額は8,673,425円(1万口当たり849.88円)であり、うち1,020,544円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>第12期 (平成24年9月21日から平成24年10月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,565,224円)、信託約款に規定する収益調整金(9,134,493円)及び分配準備積立金(3,576,502円)より、分配可能額は14,276,219円(1万口当たり846.22円)であり、うち1,687,034円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>第13期 (平成24年10月23日から平成24年11月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,952,582円)、信託約款に規定する収益調整金(11,295,382円)及び分配準備積立金(3,190,543円)より、分配可能額は16,438,507円(1万口当たり848.49円)であり、うち1,937,337円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第17期 (平成25年2月21日から平成25年3月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(14,837,479円)、信託約款に規定する収益調整金(14,975,961円)及び分配準備積立金(19,203,905円)より、分配可能額は49,017,345円(1万口当たり3,385.51円)であり、うち15,926,364円(1万口当たり1,100円)を分配金額としております。</p> <p>第18期 (平成25年3月22日から平成25年4月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,613,946円)、費用控除後の有価証券売買等損益(6,436,217円)、信託約款に規定する収益調整金(20,632,607円)及び分配準備積立金(13,576,631円)より、分配可能額は42,259,401円(1万口当たり2,839.30円)であり、うち1,786,045円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第19期 (平成25年4月23日から平成25年5月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,843,444円)、費用控除後の有価証券売買等損益(11,841,597円)、信託約款に規定する収益調整金(25,782,495円)及び分配準備積立金(18,886,543円)より、分配可能額は58,354,079円(1万口当たり3,557.41円)であり、うち1,968,416円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>

<p>第14期 (平成24年11月21日から平成24年12月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,741,065円)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,087,844円)、信託約款に規定する収益調整金(9,529,784円)及び分配準備積立金(2,497,798円)より、分配可能額は14,856,491円(1万口当たり926.62円)であり、うち1,603,279円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>第15期 (平成24年12月21日から平成25年1月21日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,337,149円)、費用控除後の有価証券売買等損益(12,266,245円)、信託約款に規定する収益調整金(7,386,103円)及び分配準備積立金(2,877,273円)より、分配可能額は23,866,770円(1万口当たり1,927.10円)であり、うち1,238,459円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p> <p>第16期 (平成25年1月22日から平成25年2月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,353,461円)、費用控除後の有価証券売買等損益(6,588,738円)、信託約款に規定する収益調整金(10,317,091円)及び分配準備積立金(14,334,422円)より、分配可能額は32,593,712円(1万口当たり2,418.38円)であり、うち1,347,732円(1万口当たり100円)を分配金額としております。</p>	<p>第20期 (平成25年5月21日から平成25年6月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(7,947,960円)、信託約款に規定する収益調整金(34,587,327円)及び分配準備積立金(26,075,577円)より、分配可能額は68,610,864円(1万口当たり3,917.15円)であり、うち8,757,742円(1万口当たり500円)を分配金額としております。</p> <p>第21期 (平成25年6月21日から平成25年7月22日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(2,068,841円)、信託約款に規定する収益調整金(38,823,457円)及び分配準備積立金(24,261,334円)より、分配可能額は65,153,632円(1万口当たり3,532.42円)であり、うち2,213,329円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p> <p>第22期 (平成25年7月23日から平成25年8月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益(1,861,745円)、信託約款に規定する収益調整金(41,113,571円)及び分配準備積立金(20,328,227円)より、分配可能額は63,303,543円(1万口当たり3,522.71円)であり、うち2,156,407円(1万口当たり120円)を分配金額としております。</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。</p> <p>委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>
---	--

金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。</p> <p>(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
---	--

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	--

（有価証券に関する注記）
 売買目的有価証券

種類	第3特定期間 （第11期から第16期） （自平成24年8月21日 至平成25年2月20日）	第4特定期間 （第17期から第22期） （自平成25年2月21日 至平成25年8月20日）
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	7,550,378	20,624,067
合計	7,550,378	20,624,067

（デリバティブ取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
 該当事項はありません。

（その他の注記）
 元本額の変動

項目	第3特定期間末 （第16期計算期間末） （平成25年2月20日現在）	第4特定期間末 （第22期計算期間末） （平成25年8月20日現在）
期首元本額	116,351,740円	134,773,270円
期中追加設定元本額	155,590,493円	175,831,156円
期中一部解約元本額	137,168,963円	130,903,798円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資信託 受益証券	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）	1,529,527	1,531,821	
	B N Yメロン・グローバルREIT・ ファンド（IDRクラス）	175,525,280	165,432,576	
合計		177,054,807	166,964,397	

第2 信用取引契約残高明細表
 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（IDRクラス）」受益証券および「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（IDRクラス）」の状況

以下に記載した情報は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類の一部を抜粋・翻訳したものであります。

「BNYメロン・グローバルREIT・ファンド（IDRクラス）」

貸借対照表

対象年月日	(平成25年8月19日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	165,504,527
資産合計	165,504,527
負債の部	
未払費用	74,614
負債合計	74,614
純資産の部	
純資産合計	165,429,913
負債純資産合計	165,504,527
1. 平成25年8月19日現在の口数 (IDRクラス)	
	175,525,280口
2. 1万口当たり純資産額 (IDRクラス)	
	9,425円

2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	223,143,589
流動資産合計	223,143,589
資産合計	223,143,589
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	1,056
未払委託者報酬	5,262
流動負債合計	6,318
負債合計	6,318
純資産の部	
元本等	
元本	222,810,964
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	326,307
（分配準備積立金）	85,666
元本等合計	223,137,271
純資産合計	223,137,271
負債純資産合計	223,143,589

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものであります。当該投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	222,810,964口
2. 1口当たり純資産額	1.0015円
(1万口当たり純資産額)	(10,015円)

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年8月19日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成25年8月19日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,155,746
国債証券	209,988,280
未収利息	11
流動資産合計	224,144,037
資産合計	224,144,037
負債の部	
流動負債	
未払解約金	100
流動負債合計	100
負債合計	100
純資産の部	
元本等	
元本	223,318,693
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	825,244
元本等合計	224,143,937
純資産合計	224,143,937
負債純資産合計	224,144,037

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・ 国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>・ 貸借対照表は、平成25年8月19日現在のものです。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年8月19日現在)
1. 受益権の総数	223,318,693口
2. 1口当たり純資産額	1.0037円
(1万口当たり純資産額)	(10,037円)

【B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成25年2月20日現在)	第4期 (平成25年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,001,081	1,001,382
未収入金	70	100
流動資産合計	1,001,151	1,001,482
資産合計	1,001,151	1,001,482
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	27	47
未払委託者報酬	35	44
その他未払費用	1	1
流動負債合計	63	92
負債合計	63	92
純資産の部		
元本等		
元本	1,000,000	1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,088	1,390
（分配準備積立金）	1,176	414
元本等合計	1,001,088	1,001,390
純資産合計	1,001,088	1,001,390
負債純資産合計	1,001,151	1,001,482

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 (自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日)	第4期 (自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	499	619
営業収益合計	499	619
営業費用		
受託者報酬	27	47
委託者報酬	35	44
その他費用	1	1
営業費用合計	63	92
営業利益	436	527
経常利益	436	527
当期純利益	436	527
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	368
期首剰余金又は期首欠損金()	652	1,088
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,961
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	3,961
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,818
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,818
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,088	1,390

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 (平成25年2月20日現在)	第4期 (平成25年8月20日現在)
1. 受益権の総数	1,000,000口	1,000,000口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0011円 (10,011円)	1.0014円 (10,014円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 (自平成24年8月21日 至平成25年2月20日)	第4期 (自平成25年2月21日 至平成25年8月20日)
1. 分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配当等収益(466円)、信託約款に規定する収益調整金(182円)及び分配準備積立金(710円)より、分配可能額は1,358円(1万口当たり13.58円)ですが、分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期末における費用控除後の配当等収益(230円)、信託約款に規定する収益調整金(1,262円)及び分配準備積立金(184円)より、分配可能額は1,676円(1万口当たり16.76円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。 当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3)注記表」及び「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク(価格変動リスク・金利リスク・流動性リスク)に晒されております。 委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。 (1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2. 時価の算定方法	
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第3期 （自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日）	第4期 （自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	597	298
合計	597	298

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	第3期 （平成25年2月20日現在）	第4期 （平成25年8月20日現在）
期首元本額	1,000,000円	1,000,000円
期中追加設定元本額	-	3,221,064円
期中一部解約元本額	-	3,221,064円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	B N Yメロン・ マネーポートフォリオ・ マザーファンド	997,691	1,001,382	
合計		997,691	1,001,382	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成25年8月20日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成25年2月20日現在）	（平成25年8月20日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,518,349	14,155,757
国債証券	89,997,070	209,988,600
未収利息	14	11
流動資産合計	100,515,433	224,144,368
資産合計	100,515,433	224,144,368
負債の部		
流動負債		
未払解約金	70	100
流動負債合計	70	100
負債合計	70	100
純資産の部		
元本等		
元本	100,184,321	223,318,693
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	331,042	825,575
元本等合計	100,515,363	224,144,268
純資産合計	100,515,363	224,144,268
負債純資産合計	100,515,433	224,144,368

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成25年2月20日現在）	（平成25年8月20日現在）
1. 受益権の総数	100,184,321口	223,318,693口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0033円 (10,033円)	1.0037円 (10,037円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(2)注記表」及び「(3)附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（価格変動リスク・金利リスク・流動性リスク）に晒されております。委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日)	(自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日)
	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	62	2,240
合計	62	2,240

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	(平成25年2月20日現在)	(平成25年8月20日現在)
期首元本額	227,087,980円	100,184,321円
期中追加設定元本額	2,496,311円	130,919,154円
期中一部解約元本額	129,399,970円	7,784,782円
期末元本額	100,184,321円	223,318,693円
元本の内訳(注)		
BNYメロン・グローバルリート通貨選択型 ファンド マネープールファンド	997,789円	997,691円
BNYメロン・マネーポートフォリオ・ ファンド(適格機関投資家専用)	99,186,532円	222,321,002円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表(平成25年8月20日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第369回国庫短期証券	50,000,000	49,999,250	
	第372回国庫短期証券	110,000,000	109,995,050	
	第378回国庫短期証券	50,000,000	49,994,300	
合計		210,000,000	209,988,600	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

〔円コース〕

(平成25年9月30日現在)

資産総額	42,484,815円
負債総額	12,055円
純資産総額(-)	42,472,760円
発行済数量	40,623,728口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.0455円 (10,455円)

〔豪ドルコース〕

(平成25年9月30日現在)

資産総額	148,867,091円
負債総額	458,596円
純資産総額(-)	148,408,495円
発行済数量	149,946,472口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9897円 (9,897円)

〔ブラジルリアルコース〕

(平成25年9月30日現在)

資産総額	279,461,500円
負債総額	654,700円
純資産総額(-)	278,806,800円
発行済数量	290,767,385口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9589円 (9,589円)

〔トルコリラコース〕

(平成25年9月30日現在)

資産総額	326,922,037円
負債総額	217,137円
純資産総額(-)	326,704,900円
発行済数量	345,297,473口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.9462円 (9,462円)

〔インドネシアルピアコース〕

(平成25年9月30日現在)

資産総額	179,266,080円
負債総額	1,048,076円
純資産総額(-)	178,218,004円
発行済数量	201,790,403口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	0.8832円 (8,832円)

〔マネープールファンド〕

(平成25年9月30日現在)

資産総額	1,001,490円
負債総額	44円
純資産総額(-)	1,001,446円
発行済数量	1,000,000口
1単位当たり純資産額(/) (1万口当たり純資産額)	1.0014円 (10,014円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

ありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成25年10月末現在）

資本金 7億9,500万円
 発行可能株式総数 20,000株
 発行済株式総数 15,900株
 最近5年間にける主な資本金の額の増減
 最近5年間にける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構（平成25年10月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

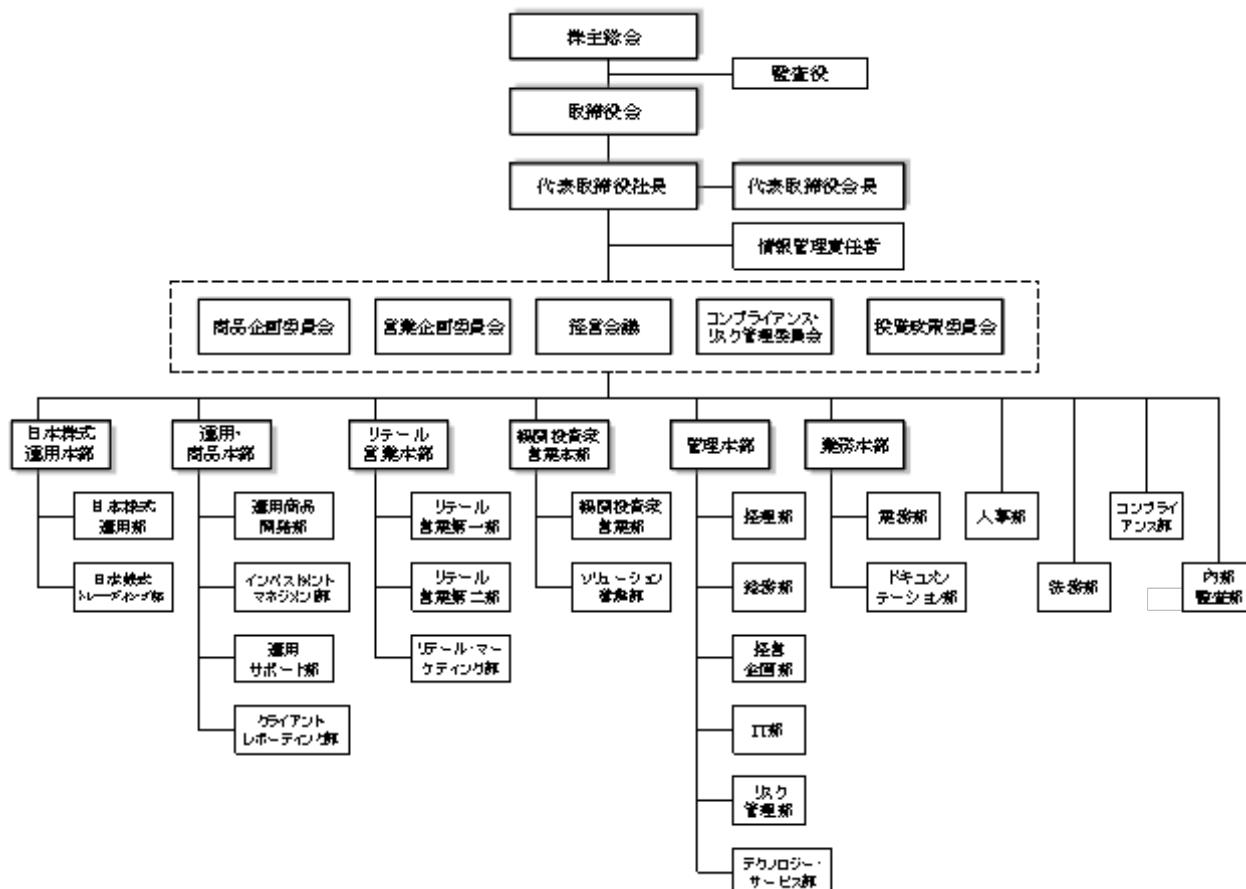
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の実員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定します。

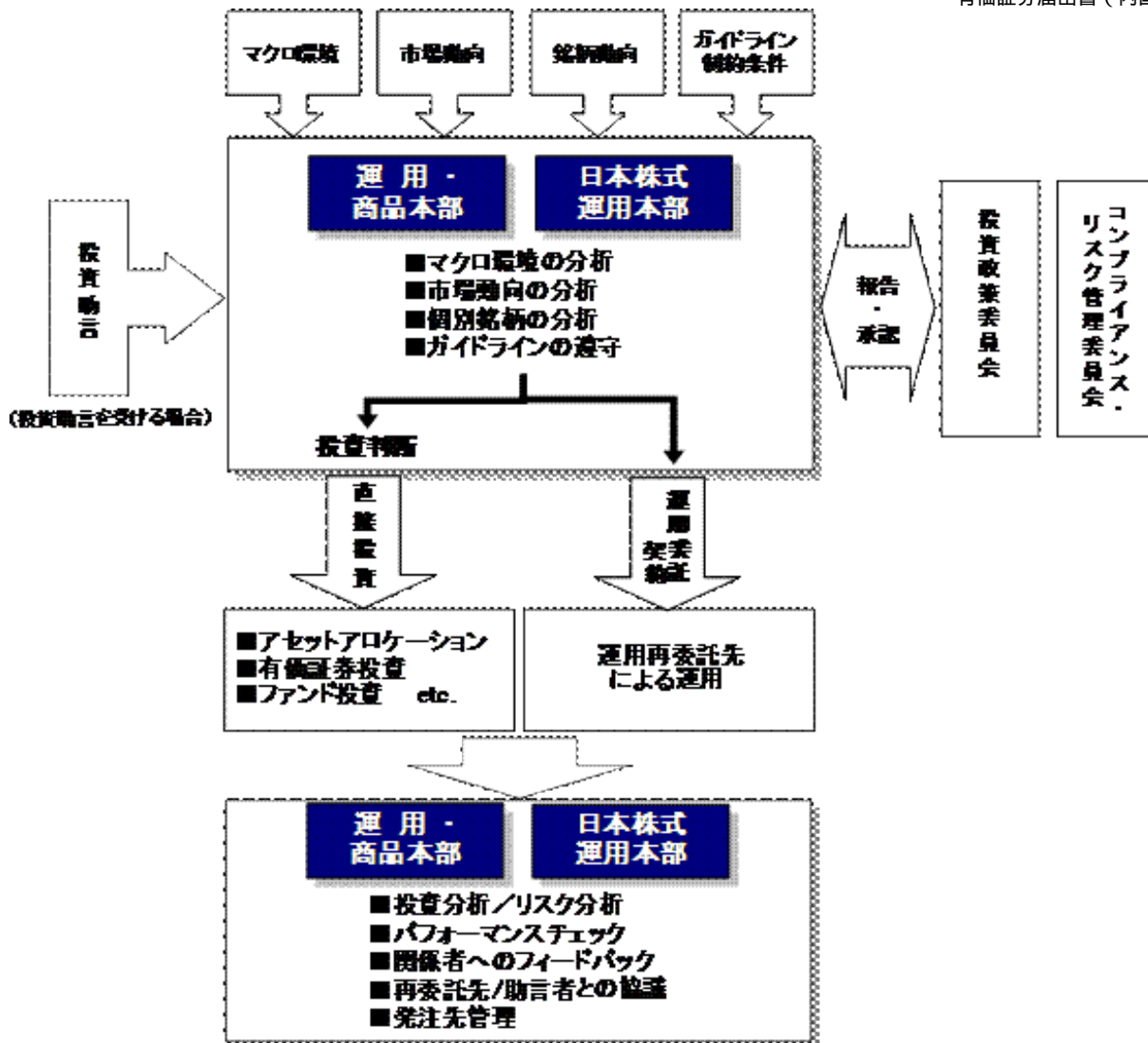
取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記の組織図は平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
 運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成25年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成25年9月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	25	104,033
追加型株式投資信託	24	103,962
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	1	71
私募証券投資信託	18	130,555
合計	43	234,588

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		7,212,496		2,173,962
未収委託者報酬		217,923		232,291
未収運用受託報酬		1,245,852		1,507,202
未収収益		145,079		73,764
前払費用		26,714		27,340
仮払金		5,578		28,126
繰延税金資産		62,739		52,929
流動資産計		8,916,383		4,095,617
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	*1	3,546	*1	2,568
リース資産	*1	11,792	*1	8,358
有形固定資産計		15,338		10,927
無形固定資産				
ソフトウェア	*2	8,614	*2	3,218
ソフトウェア仮勘定		19,067		90,902
電話加入権		228		228
無形固定資産計		27,910		94,349
投資その他の資産				
投資有価証券		108,443		43,514
長期差入保証金		154,229		148,307
長期前払費用		7,285		30,778
預託金		75		75
繰延税金資産		83,812		108,630
投資その他の資産計		353,845		331,305
固定資産計		397,095		436,582
資産合計		9,313,478		4,532,199
負債の部				
流動負債				
未払金		64,115		81,850
未払費用		1,209,115		1,476,038
リース債務		3,557		3,614
預り金		112,311		20,247
仮受金		9,640		10,301
未払法人税等		34,722		5,743
未払消費税等		2,424		7,684
賞与引当金		137,301		116,511
流動負債計		1,573,190		1,721,993
固定負債				
リース債務		8,955		5,341
退職給付引当金		200,142		251,083
役員退職慰労引当金		38,819		46,030
固定負債計		247,918		302,454
負債合計		1,821,108		2,024,448
純資産の部				
株主資本				
資本金		795,000		795,000
資本剰余金				
資本準備金		695,000		695,000
資本剰余金合計		695,000		695,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		5,996,721		1,015,334
利益剰余金合計		5,996,721		1,015,334

株主資本合計	7,486,721	2,505,334
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,649	2,417
評価・換算差額等合計	5,649	2,417
純資産合計	7,492,370	2,507,751
負債・純資産合計	9,313,478	4,532,199

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,654,377	2,241,212
運用受託報酬	4,650,950	5,269,003
その他営業収益	239,316	215,289
営業収益計	7,544,643	7,725,505
営業費用		
支払手数料	857,205	675,418
広告宣伝費	119,662	211,196
調査費	3,818,260	4,450,347
委託計算費	34,107	789
通信費	19,175	29,326
印刷費	24,118	15,970
協会費	7,944	10,564
その他の営業雑経費	9,096	10,344
営業費用計	4,889,572	5,403,958
一般管理費		
役員報酬	51,587	52,129
給与・手当	923,442	908,598
賞与引当金繰入額	488,748	464,311
退職給付費用	72,384	107,341
役員退職慰労引当金繰入額	7,084	7,210
退職金	2,640	600
交際費	3,439	3,091
旅費交通費	56,674	49,398
租税公課	14,623	13,900
不動産賃借料	193,934	139,716
固定資産減価償却費	42,746	9,806
諸経費	321,556	489,125
一般管理費計	2,178,862	2,245,230
営業利益	476,208	76,317
営業外収益		
受取利息	196	319
受取配当金	6,109	10,743
投資有価証券売却益	4,027	2,080
為替差益	-	47,047
その他	149	212
営業外収益計	10,483	60,404
営業外費用		
為替差損	22,327	-
支払利息	209	199
その他	22	-
営業外費用計	22,558	199
経常利益	464,133	136,522
特別損失		
固定資産除却損	*1 23,182	*1 -
特別損失計	23,182	-
税引前当期純利益	440,951	136,522
法人税、住民税及び事業税	226,152	130,941

法人税等調整額	24,100	13,026
法人税等合計	250,252	117,915
当期純利益	190,698	18,606

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
資本剰余金合計		
当期首残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,806,022	5,996,721
当期変動額		
剰余金の配当	-	4,999,993
当期純利益	190,698	18,606
当期変動額合計	190,698	4,981,386
当期末残高	5,996,721	1,015,334
利益剰余金合計		
当期首残高	5,806,022	5,996,721
当期変動額		
剰余金の配当	-	4,999,993
当期純利益	190,698	18,606
当期変動額合計	190,698	4,981,386
当期末残高	5,996,721	1,015,334
株主資本合計		
当期首残高	7,296,022	7,486,721
当期変動額		
剰余金の配当	-	4,999,993
当期純利益	190,698	18,606
当期変動額合計	190,698	4,981,386
当期末残高	7,486,721	2,505,334
評価・換算差額等		
当期首残高	17,591	5,649
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,942	3,232
当期変動額合計	11,942	3,232
当期末残高	5,649	2,417
純資産合計		
当期首残高	7,313,614	7,492,370
当期変動額		
剰余金の配当	-	4,999,993
当期純利益	190,698	18,606

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,942	3,232
当期変動額合計	178,755	4,984,618
当期末残高	7,492,370	2,507,751

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 3年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に対する影響額はありません。

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込み額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
器具備品	12,073千円	13,051千円
リース資産	4,813千円	8,247千円

*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
--	-----------------------	-----------------------

ソフトウェア	30,575千円	35,971千円
--------	----------	----------

(損益計算書関係)

*1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
器具備品	22,541千円	-
ソフトウェア	640千円	-
計	23,182千円	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年8月20日 臨時株主総会	普通株式	4,999,993	314,465	平成24年3月31日	平成24年8月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されておりま
す。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりま。投資有価証券は当社設定の投資
信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されておりま。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管
理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リ
スクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性
の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が
含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件によった場
合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,212,496	7,212,496	-
(2)未収委託者報酬	217,923	217,923	-
(3)未収運用受託報酬	1,245,852	1,245,852	-
(4)未収収益	145,079	145,079	-
(5)長期差入保証金	154,229	96,431	57,798
(6)投資有価証券 その他の有価証券	108,443	108,443	-
資産計	9,084,024	9,026,226	57,798
(1)未払費用	1,209,115	1,209,115	-
負債計	1,209,115	1,209,115	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,173,962	2,173,962	-
(2)未収委託者報酬	232,291	232,291	-
(3)未収運用受託報酬	1,507,202	1,507,202	-
(4)未収収益	73,764	73,764	-
(5)長期差入保証金	148,307	101,146	47,161
(6)投資有価証券 その他の有価証券	43,514	43,514	-
資産計	4,179,042	4,131,879	47,161
(1)未払費用	1,476,038	1,476,038	-
負債計	1,476,038	1,476,038	-

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、返還予定時期に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローをその期間に応じた無リスクの利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

負債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,212,496	-	-	-
未収委託者報酬	217,923	-	-	-
未収運用受託報酬	1,245,852	-	-	-
未収収益	145,079	-	-	-
長期差入保証金	-	-	154,229	-
合計	8,821,351	-	154,229	-

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	2,173,962	-	-	-
未収委託者報酬	232,291	-	-	-
未収運用受託報酬	1,507,202	-	-	-
未収収益	73,764	-	-	-
長期差入保証金	-	-	148,307	-
合計	3,987,220	-	148,307	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	108,443	99,330	9,112
	小計	108,443	99,330	9,112
合計		108,443	99,330	9,112

当事業年度（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	41,549	37,613	3,935
	小計	41,549	37,613	3,935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,965	2,000	35
	小計	1,965	2,000	35
合計		43,514	39,613	3,900

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	1,374,748	17,036	13,008

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種 類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
投資信託受益証券	62,453	2,335	255

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	200,142千円	251,083千円
年金資産	-	-
退職給付引当金	200,142千円	251,083千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
勤務費用	49,224千円	600千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	23,160千円	23,256千円
退職給付費用	72,384千円	23,856千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	6,655 千円	6,616 千円
未払事業税	2,912 "	1,804 "
未払地方法人特別税	983 "	222 "
賞与引当金	52,188 "	44,286 "
退職給付引当金	71,330 "	89,486 "
役員退職慰労引当金	13,835 "	16,405 "
敷金償却	2,110 "	4,220 "
繰延税金資産計	150,016 千円	163,042 千円
繰延税金負債		
投資有価証券	3,463 千円	1,482 千円
繰延税金負債計	3,463 千円	1,482 千円
繰延税金資産の純額	146,552 千円	161,559 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	%	%
法定実効税率	40.7	38.0
(調整)		
住民税均等割	0.5	1.7
役員賞与	10.5	34.2
交際費否認	0.3	2.3
税率変更による	3.8	-
期末繰延税金資産の減額修正	1.0	10.1
その他	1.0	10.1
税効果適用後の法人税等の負担率	56.8	86.4

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,654,377	4,650,950	239,316	7,544,643

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,637,140	1,134,300	2,770,070	3,132	7,544,643

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,573,659	投資運用業
BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	1,125,422	投資運用業

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,241,212	5,269,003	215,289	7,725,505

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
3,282,196	526,999	3,912,016	4,293	7,725,505

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	3,734,432	投資運用業

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・アセット・ マネジメント・ インターナショナル・ リミテッド	英国 ロンドン	156.5	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	1,106,332	未収運用 受託報酬	219,846
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	2,572,159	未収運用 受託報酬	630,807
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	374,105	未払費用	163,500
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,005,209	未払費用	234,345
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,030,408	未払費用	274,006
親会社 の子会社	ニューヨーク メロン銀行 東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	預金 差入保証金	-	-	預金 差入保証金	4,789,291 154,229
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド・パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	357,941	未払費用	177,791

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 西インド 諸島 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の 収入(注1)	3,732,932	未収運用 受託報酬	973,556
親会社 の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	389,137	未払費用	193,776
親会社 の子会社	メロン・キャピタル・ マネジメント・ コーポレーション	米国 サンフラン シスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	888,858	未払費用	229,220
親会社 の子会社	スタンディッシュ・ メロン・アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	1,128,906	未払費用	313,670
親会社 の子会社	ザ・ボストン・ カンパニー アンド・リミテッド	米国 ボストン	\$1,664.49	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	275,113	未払費用	58,974
親会社 の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	米国 ロンドン	46.2	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	351,557	未払費用	137,245
親会社 の子会社	ウルダン・ セキュリティーズ・ マネジメント インク	米国 ペンシル バニア	\$2.7	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	160,641	未払費用	65,938
親会社 の子会社	ウォルター・スコット アンド・パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 (調査費) (注1)	415,218	未払費用	226,156

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

1. 親会社に関する注記

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント（アジア パシフィック）ホールディングス・リミテッド（非上場）

同社は、平成25年1月2日より会社名を旧社名（B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド）より変更しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	471,218円26銭	157,720円21銭
1株当たり当期純利益金額	11,993円62銭	1,170円23銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	190,698	18,606
普通株式に係る当期純利益（千円）	190,698	18,606
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成25年3月末現在）

資本構成：三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、

明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名称	資本金の額 (平成25年3月末現在)	事業の内容
1	エース証券株式会社	8,831百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
2	丸八証券株式会社	3,676百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
3	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

4	楽天証券株式会社	7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
5	あかつき証券株式会社	2,065百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社 : ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社 : ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社 : 該当事項はありません。
- (2) 販売会社 : 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの愛称、形態などを記載することがあります。
また、以下の内容を記載することがあります。
 - (1) 金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨
 - (2) 目論見書の使用開始日
 - (3) 委託会社等の情報および受託会社に関する情報
 - (4) 請求目論見書の入手方法および当該請求を行った場合は、その旨を記録しておくべきである旨
 - (5) 信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - (6) 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨
 - (7) 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 2 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - (1) 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - (2) 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- 3 目論見書の別称として「投資信託説明書」という名称を使用する場合があります。
- 4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- 6 目論見書の巻末に「用語集」を掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）円コースの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）円コースの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）豪ドルコースの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）豪ドルコースの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）ブラジルリアルコースの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）ブラジルリアルコースの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[touki2](#) [touki4](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）トルコリラコースの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）トルコリラコースの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアコースの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド（毎月分配型）インドネシアルピアコースの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月16日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンドの平成25年2月21日から平成25年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・グローバルリート通貨選択型ファンド マネープールファンドの平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月10日

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。